

第4期 長浜市男女共同参画行動計画 ～長浜市パートナーシッププラン～

〔長浜市女性活躍推進行動計画〕

〔長浜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画〕

令和5年3月
長浜市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 長浜市の現状と課題

1. 統計資料からみる市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 市民意識調査の結果からみる現状と課題・・・・・・・・・・9
3. 第3期計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第4章 計画の内容

- 基本目標1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 基本目標2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 基本目標3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 基本目標4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 成果指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
3. 市民や事業者等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
4. 国・県等の関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・45

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

1. 男女共同参画に関する動き(年表)
2. 長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会規則
3. 長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部設置規程
4. 男女共同参画社会基本法
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
7. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
8. 用語解説

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長浜市では、「全ての人々が互いに尊重しあうまちづくり」を目指し、平成30年3月に長浜市男女共同参画行動計画(第3期)を策定し、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面で、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮することで、夢や希望を実現できる社会の実現に向けた取組を推進してきました。

この5年間、少子高齢社会の進行や人口減少はもちろん、新型コロナウイルス感染症の影響などにより私たちを取りまく社会環境は、大きく変化し、女性の経済的困窮、ドメスティック・バイオレンス※(以下「DV」という。)の増加や深刻化といった女性を取り巻く課題が顕在化するとともに、テレワーク※など「新しい働き方」の広がりや男女共同参画の視点での防災など新たな課題への対応が求められています。

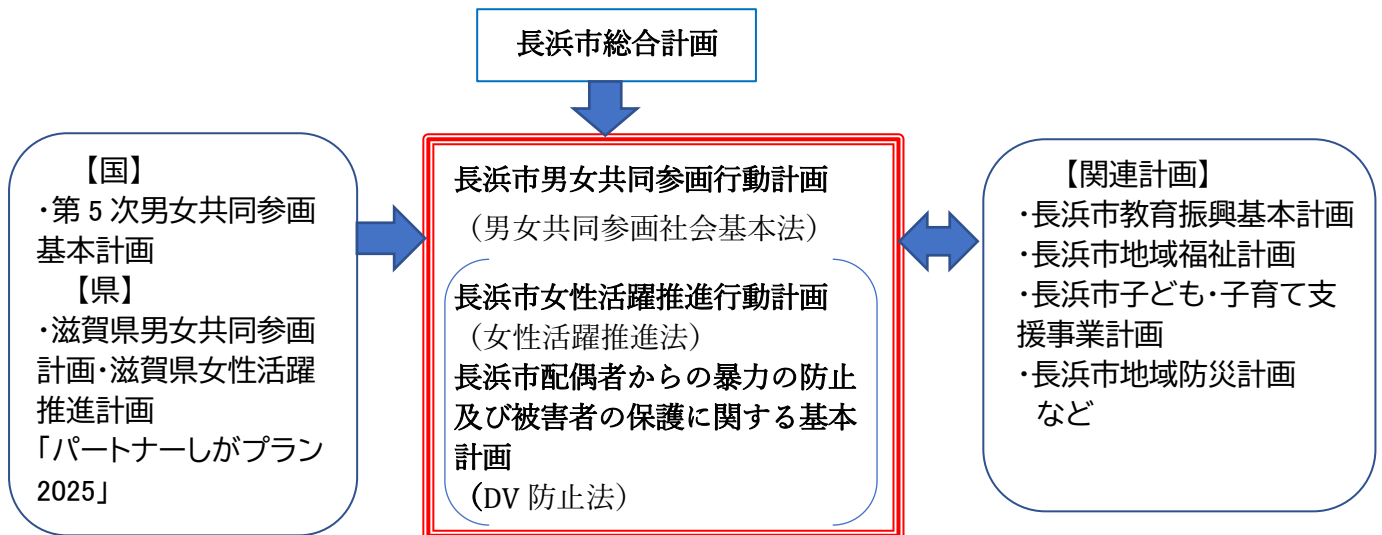
また、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」の結果をみると、性別によって役割を固定的にとらえる割合は改善傾向にはあるものの、依然として家庭、地域、職場、政策・方針決定過程など様々な分野で、「男女平等ではない」と考える割合が最も多くなっており、固定的性別役割分担意識※も根強く残っている現状があります。

こういった状況の中で、本市を取り巻く課題に的確に対応し、活力ある地域を維持し続けるためには、性別や年齢に関わらず多様な人がその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組を加速することが重要です。

こうしたことから、本市の現状と課題を踏まえ、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために第4期長浜市男女共同参画行動計画「長浜市パートナーシッププラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、本市における男女共同参画社会の実現を目的とするものです。
- (2) この計画は、上位計画である長浜市総合計画と本市の関連する各種計画との整合を有するものであり、男女共同参画を推進するために様々な分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくためのものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国が定めた「第5次男女共同参画社会基本計画」や滋賀県の「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画（パートナーしがプラン 2025）」を踏まえて策定したものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に規定される市の基本計画として位置づけられます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定される市の推進計画として位置づけられます。
- (6) 計画の推進にあたっては、市民や事業者、行政がともに連携しながら一体となって推進するものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、国・県の動向や社会情勢の変化及び本市の現状に合わせた計画とするために、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合では、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、世界的に女性の地位向上を図る議論等が展開され、同年メキシコ・シティで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指し、同年秋には「世界行動計画」が承認されました。昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言され、その目標が平等・発展・平和と定められました。

平成 7 年（1995 年）、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。それから 5 年ごとに進捗と課題を世界全体で振り返る取組が行われています。

平成 27 年（2015 年）には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、2030 年を年限とする持続可能な開発目標*（SDGs）として、17 の国際目標が掲げられました。その目標の一つに「ジェンダー*平等の実現」（ゴール 5）が掲げられ、目標達成のため、女性への差別の撤廃やあらゆる形態の暴力の排除、意思決定における女性の参画などに国際社会が一致して取り組むことになりました。

そういった中、令和 4 年（2022 年）に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数*」では、日本は 146 か国中 116 位と低く、特に政治や経済分野の取組が遅れていることにより国際的に大きな差が広がっています。

(2) 国の動き

昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11 年（1999 年）に、男女共同参画社会の実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年、基本法に基づくわが国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定され、2 次、3 次、4 次計画を経て、令和 2 年度に第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成 27 年（2015 年）に、女性活躍推進の取組を着実に前進させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、令和元年（2019 年）には、事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化などを内容とする法改正が行われました。

平成 30 年（2018 年）には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和 3 年（2021 年）に、国や地方公共団体の責務を強化するなどを内容とする法改正が行われました。

また、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年 5 月 25 日公布）が令和 6 年（2024 年）に施行されます。

(3) 県の動き

滋賀県では、平成 13 年（2001 年）に「滋賀県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」を策定し、改定を重ねてきました。

平成 28 年（2016 年）には、男女共同参画及び女性の職業生活における活躍を推進するための計画「パートナーしがプラン 2020（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」が策定され、様々な取組が進められました。

令和 3 年（2021 年）に「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ」を基本理念に「パートナーしがプラン 2025—滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画—」が策定され、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速」「働き方・暮らし方の変革と多様性」といった視点を重視し、施策の展開が行われています。

(4) 長浜市の動き

本市では、平成 20 年（2008 年）に「長浜市男女共同参画行動計画」を策定し、その後、国・県の動向や社会情勢の変化に対応するため、平成 25 年（2013 年）に改定、さらに、平成 30 年（2018 年）には、女性活躍推進法及び DV 防止法に定める取組に関する計画を包含した計画に改定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めています。

主に関連する SDGs



第2章 長浜市の現状と課題

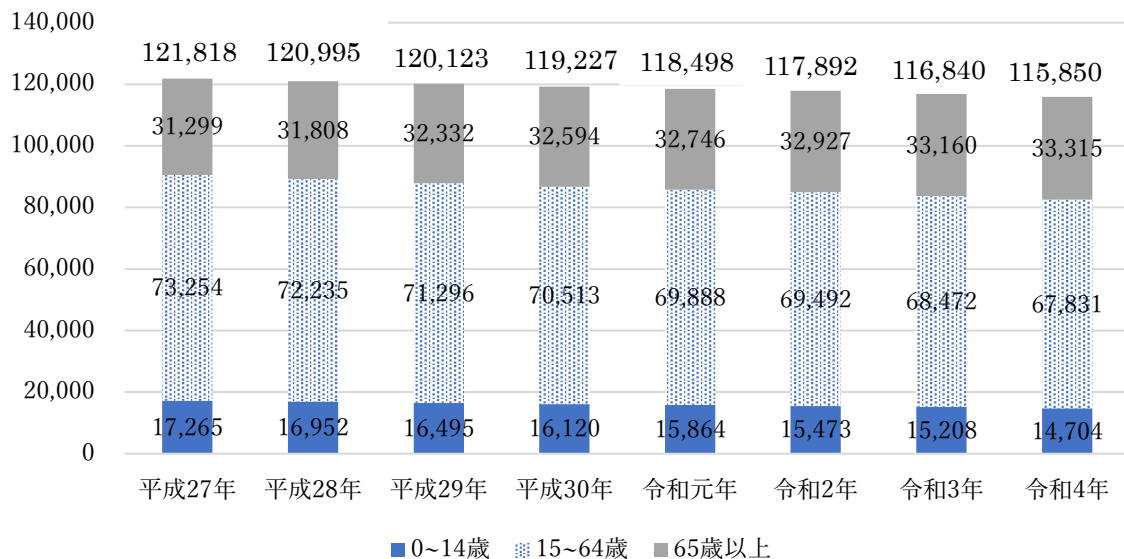
1 統計資料からみる市の現状

(1) 本市の人口・世帯数の推移と人口構造

本市の人口は減少傾向に変化が見られず、年齢3区分別人口をみると、15~64歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

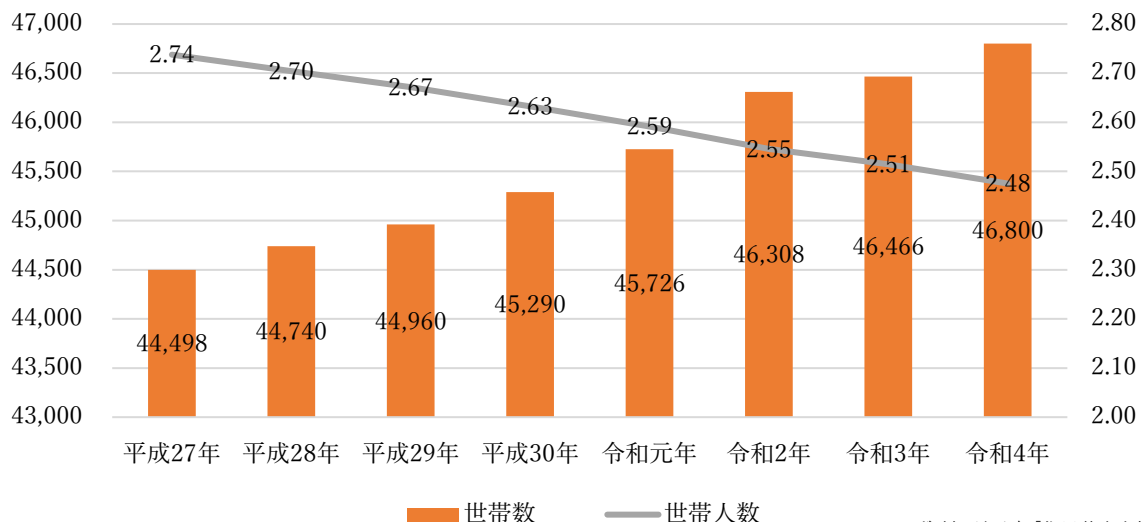
また、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたりの人数は減少し続けています。

◆長浜市の人口・年齢3区分別人口の推移



資料：長浜市「住民基本台帳」

◆長浜市の世帯数と世帯人数の推移

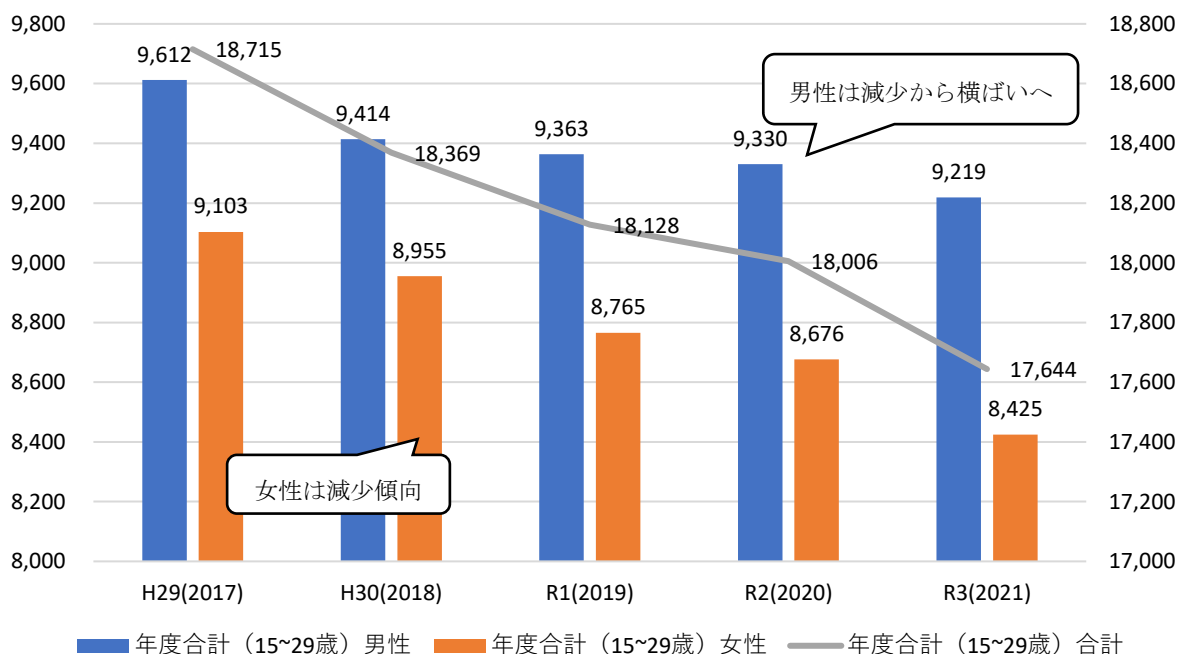


資料：長浜市「住民基本台帳」

(2) 若年(15~29歳)の人口の推移

長浜市の若年人口は男女とも減少傾向ですが、特に女性の減少割合が大きくなっています。

◆若年(15歳~29歳)の人口推移

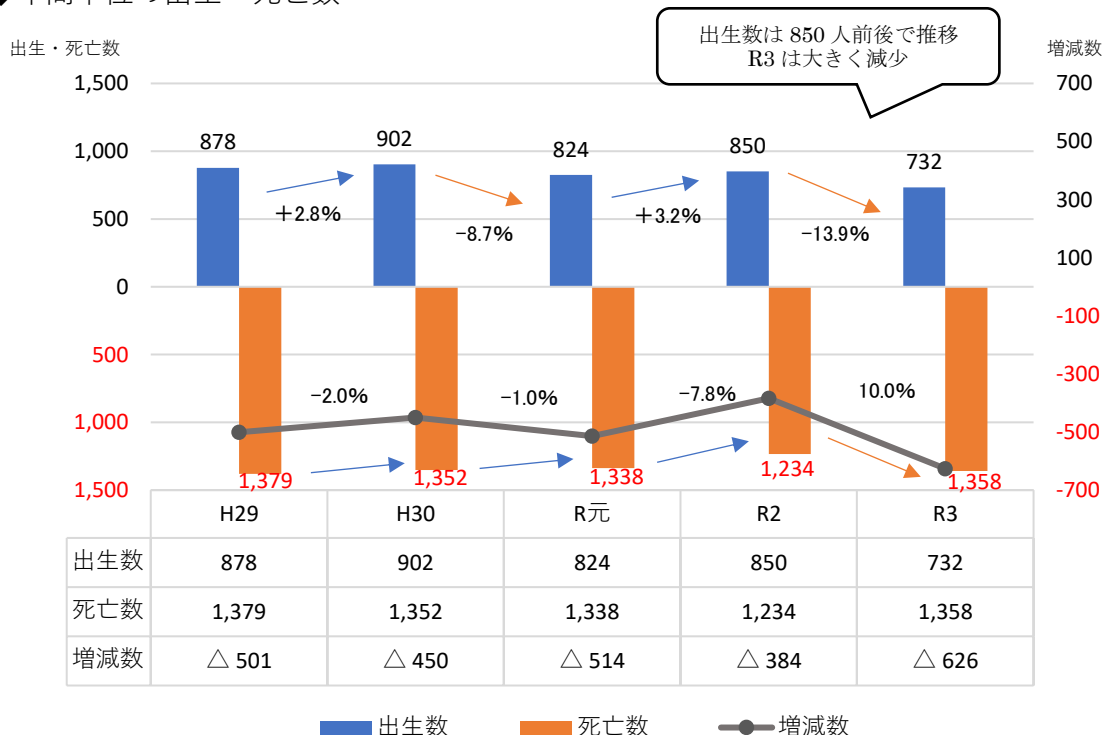


資料：長浜市「住民基本台帳」

(3) 年間単位の出生・死亡数

出生数は、年間 850 人前後で推移していますが、令和 3 年度は大きく減少しています。

◆年間単位の出生・死亡数



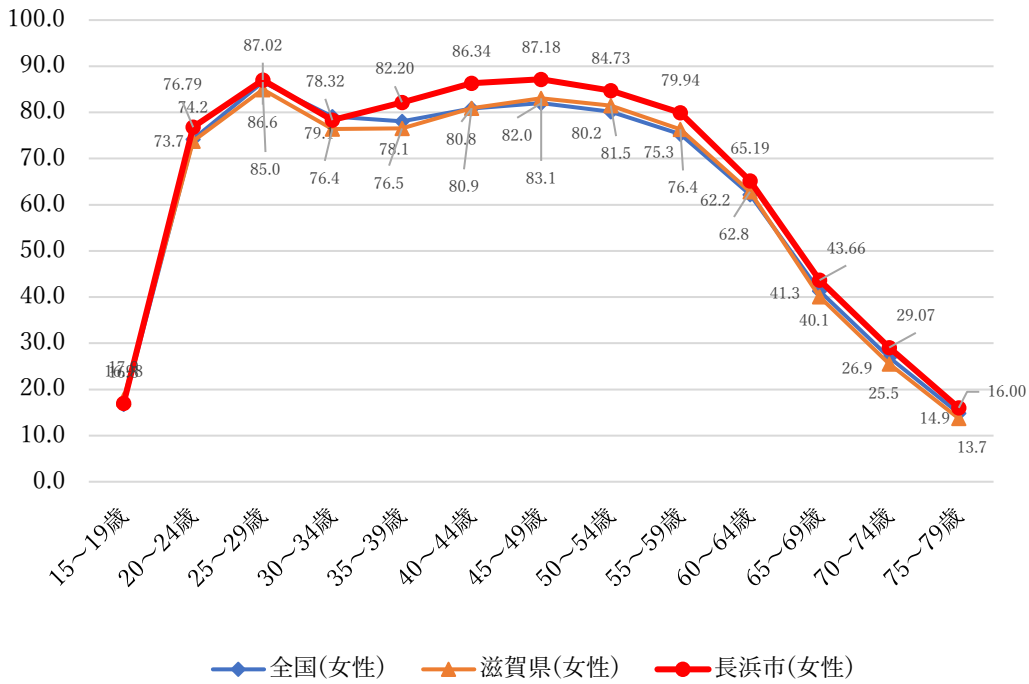
資料：長浜市「住民基本台帳」

(4) 女性の労働力率

本市の労働力率は、20代後半から30代前半で下がったあと、30代後半から上昇するM字カーブ*を描いています。全国や滋賀県と比較して、本市の女性は、より早いタイミングで再び働き始めているという傾向があります。

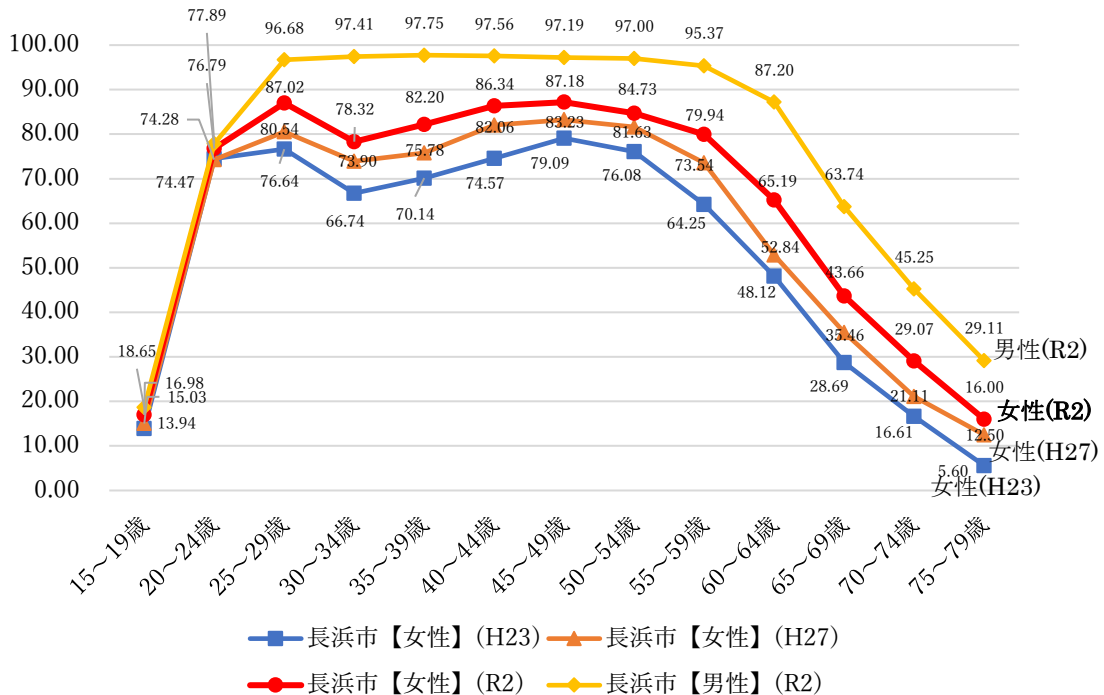
また、前回調査に比べ、全体的に女性の労働力率が上がっており、男性との差が縮まっている傾向です。

◆長浜市令和2年度女性の労働力率(全国・滋賀県比較)



資料：総務省「国勢調査」

◆長浜市女性の労働力率推移



資料：総務省「国勢調査」

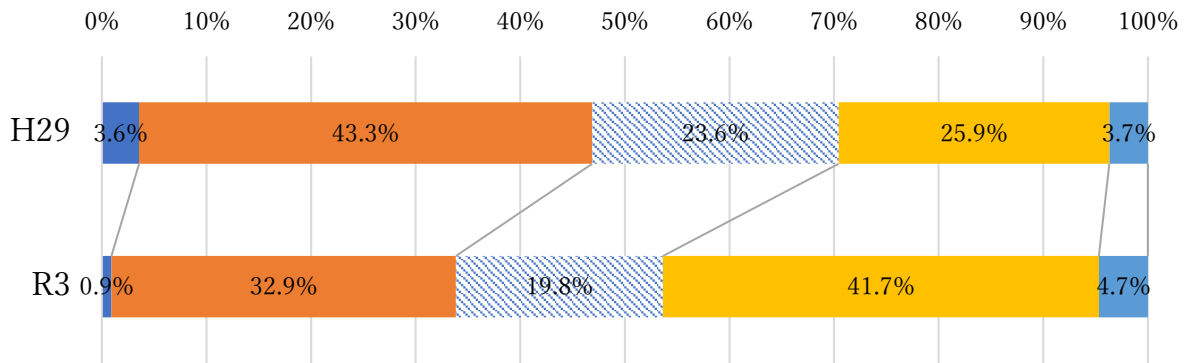
2 市民意識調査の結果からみる現状と課題

(1) 家庭生活について

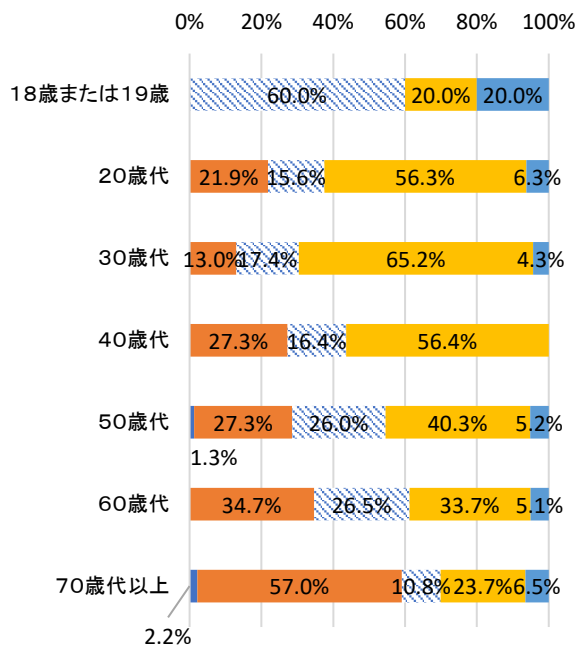
家事の分担についての考え方では、平成29年度調査に比べ「家事は女性の仕事である」と考える割合は13.1%減少し、「家事は家族全員の共同の仕事」と考える割合は15.8%増えており、家事について、「女性の仕事」という意識は薄れつつあります。特に若い世代では、家事は男女で担うものとの意識が高くなっています。

◆家事分担についての考え方【全体・前回(H29)との比較】

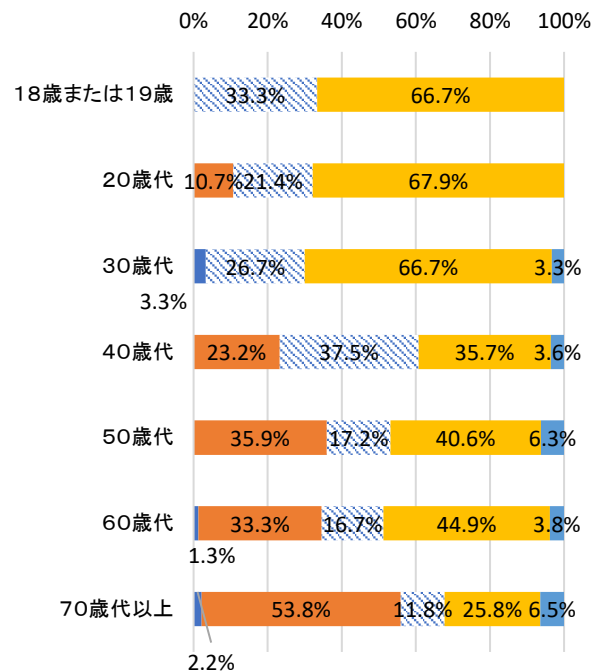
- 1.家事は女性の仕事であり、男性はしなくてもよい
- 2.家事は女性の仕事であるが、男性も手伝う程度のことはずべきだ
- ▨ 3.家事は男女で分担すべきだが、男性は仕事が忙しくて分担できないのはやむをえない
- 4.家事は家族全員の共同の仕事であり、あくまでも男女で分担して行くべきだ
- 5.その他



【女性・年代別】



【男性・年代別】



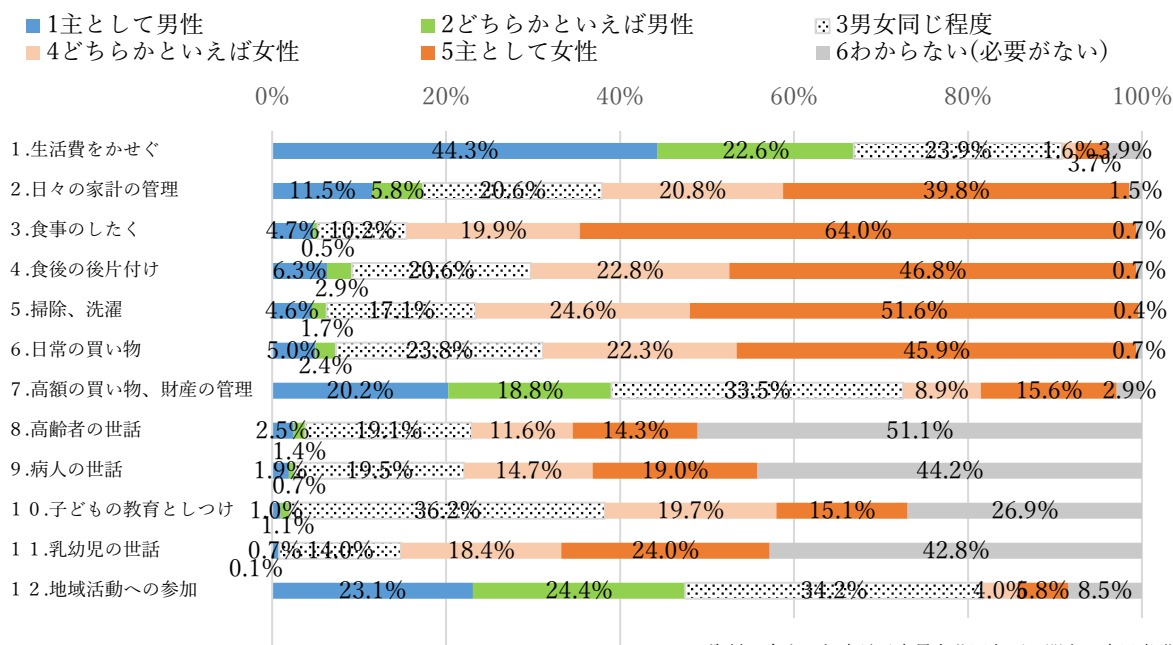
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

家庭での役割分担の現状は、「1 生活費を稼ぐ」・「7 高額の買い物、財産の管理」・「12 地域活動への参加」では主に男性が担う割合が高く、「2 日々の家計の管理」・「3 食事のしたく」・「4 食後の後片付け」・「5 掃除、洗濯」・「6 日常の買い物」・「8 高齢者の世話」・「9 病人の世話」・「10 乳幼児の世話」など日常の家事やケアワークは主に女性が担う割合が高くなっています。

一方で、家庭での役割分担をどうするのがよいと思うかという質問では、生活費を稼ぐ(1)、日常の家事(2~7)、育児や介護(8~11)、地域活動(12)のいずれの項目も「男女同じ程度」がよいとの回答が最も多くなっています。

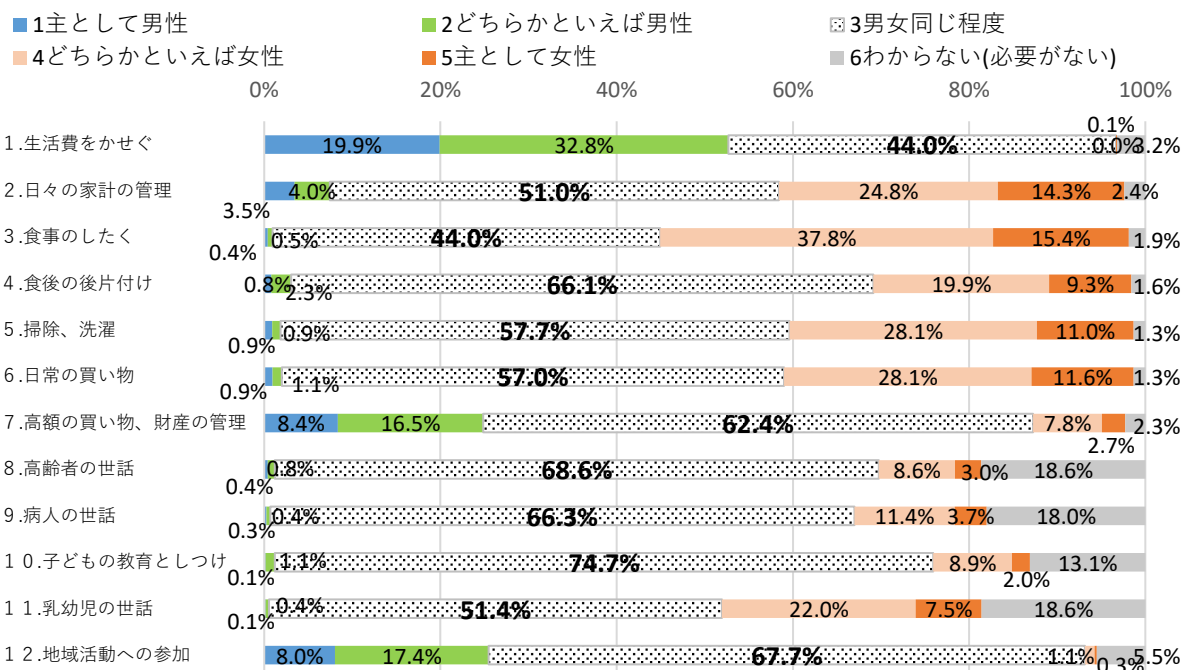
意識の変化に合わせて家庭での役割分担の現状も変化していくよう、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を進める啓発等の取組が求められます。

◆家庭での役割分担の現状



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

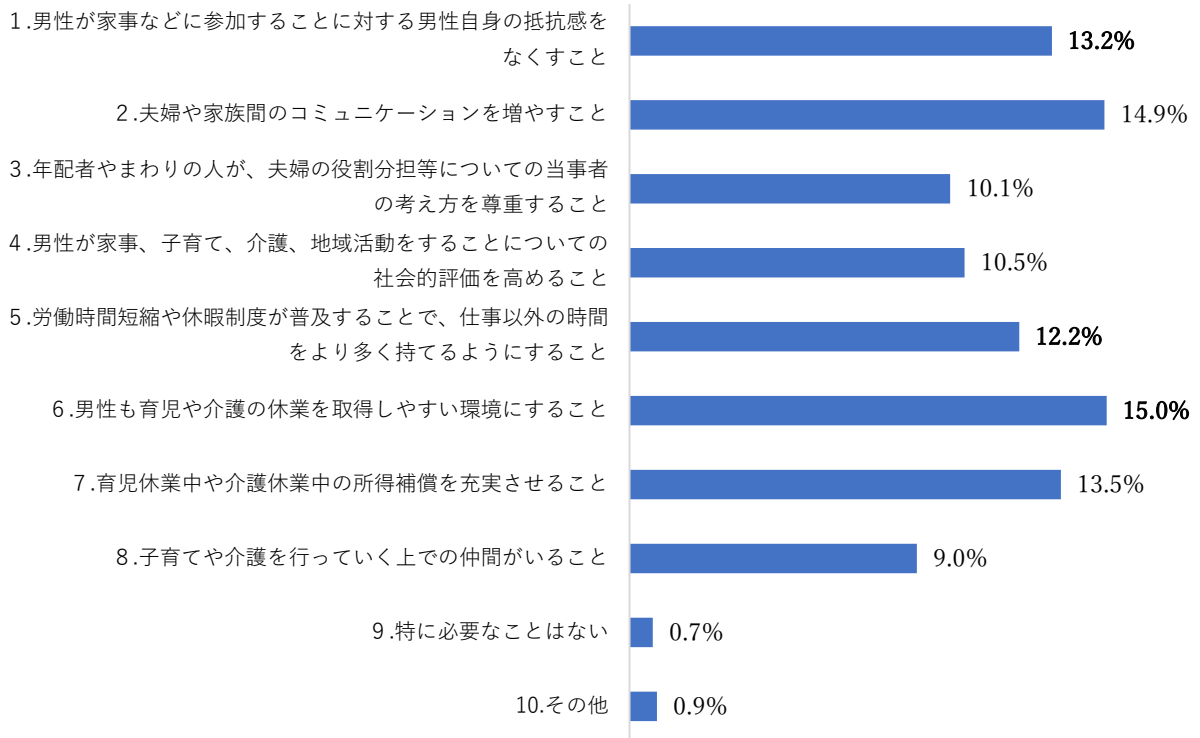
◆家庭での役割分担をどのようにするのがよいと思うか



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

男性が家庭生活に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間のコミュニケーションを増やすこと」と「男性が育児や介護休業を取得しやすい環境づくり・所得補償の充実」といった職場環境の整備や「男性自身の抵抗感をなくす」といった男性自身の意識の変容が必要との回答が多くなっています。

◆男性が家庭生活に積極的に参加するために必要なこと【全体】



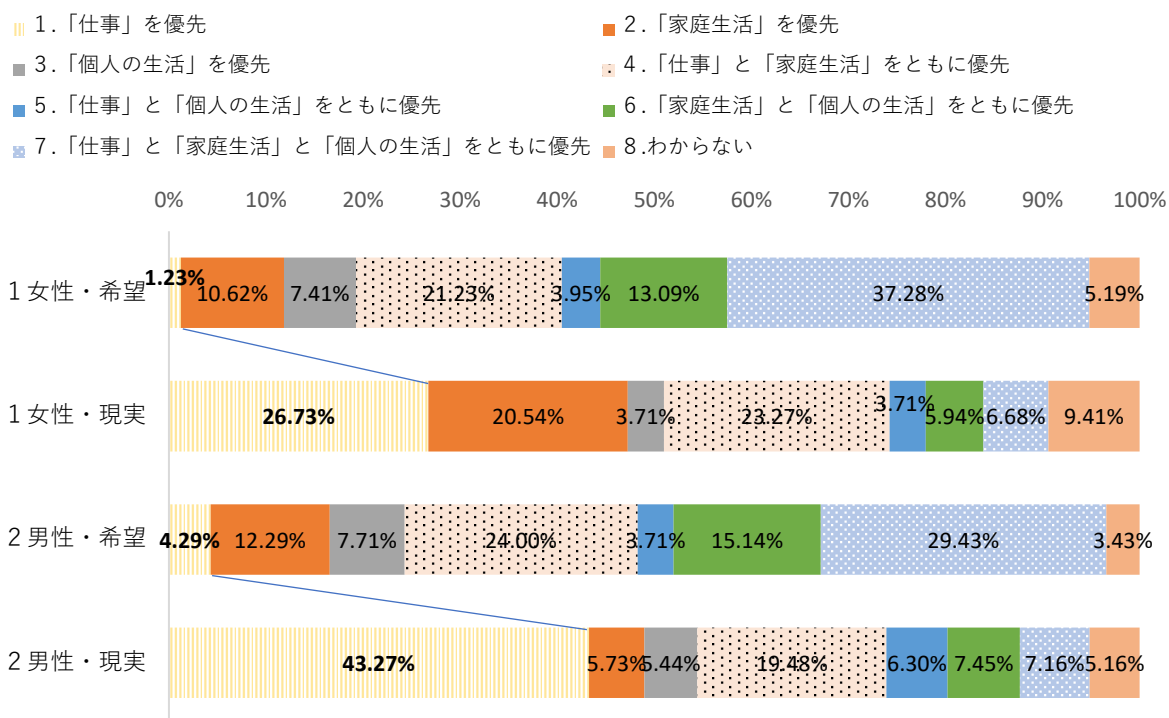
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

(2) ワーク・ライフ・バランス※について

生活の優先度の希望と現実についての質問では、現実の状況は、男性は「仕事優先」の人が多く、女性は「仕事優先」「家庭優先」「仕事と家庭優先」の人がそれぞれ同程度いるという結果でした。

また、希望と現実のギャップは男女とも「仕事」で大きく、仕事優先の生活は望まれていませんが、現実には仕事優先の生活となっています。

◆生活の優先度 男女別 希望と現実

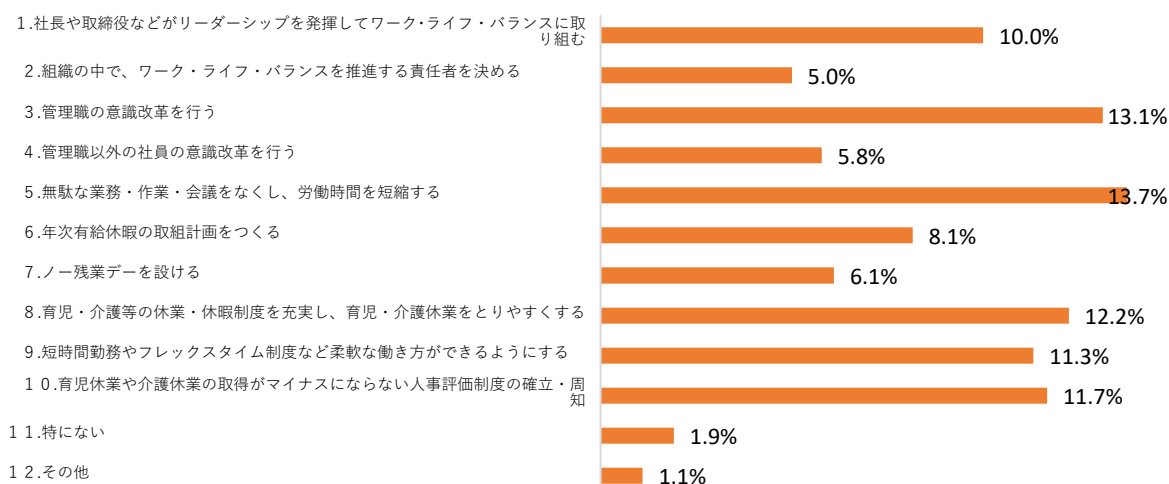


資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

仕事と生活の調和の実現のために職場で必要と思う取組については、業務の効率化による労働時間の短縮、管理職の意識改革、休暇制度の充実や柔軟な働き方ができるようにするといった取組が必要との回答が多くなっています。

望む働き方が実現できるよう、職場では職員の意識改革から業務の効率化、柔軟な働き方の仕組みづくりなど様々な角度からの取組が求められています。

◆仕事と生活の調和が実現に向け職場で必要と思う取組



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

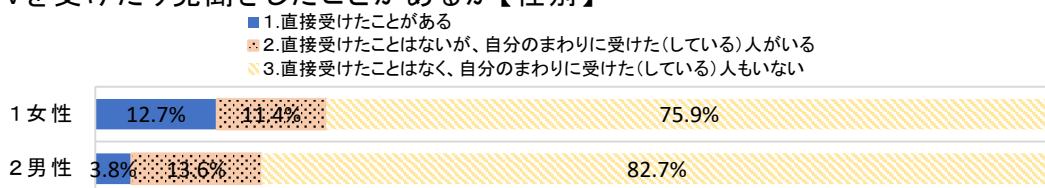
(3) DV、セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラという）※について
 DVについては女性の12.7%、男性の3.7%が、セクハラについては女性の12.6%、男性の2.3%が直接受けたことがあると回答しています。

また、DVを受けたときにどこにも相談しなかったという回答が最も多く、相談した人は家族や友人・知人など身近な人に相談したという回答が多くなっています。

一方、公的な相談機関については、警察以外の認知度は低い状況です。

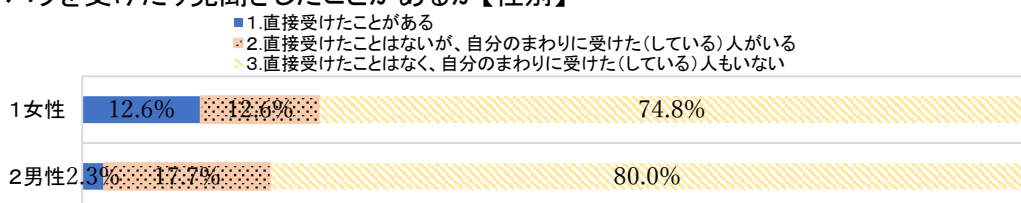
DVの実態が多様化している中、被害者が孤立することなく、保護や支援につなげられることが必要であり、身近にいる人に相談できる関係づくりとともに公的な相談機関の認知度を高める取組が継続する必要があります。

◆DVを受けたり見聞きしたことがあるか【性別】



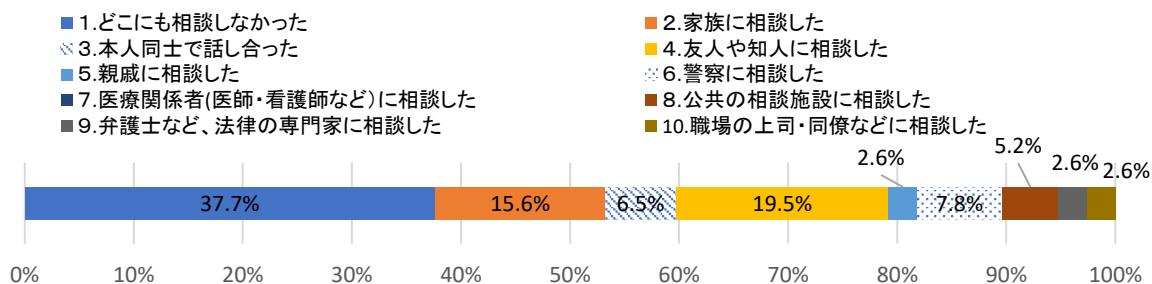
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆セクハラを受けたり見聞きしたことがあるか【性別】



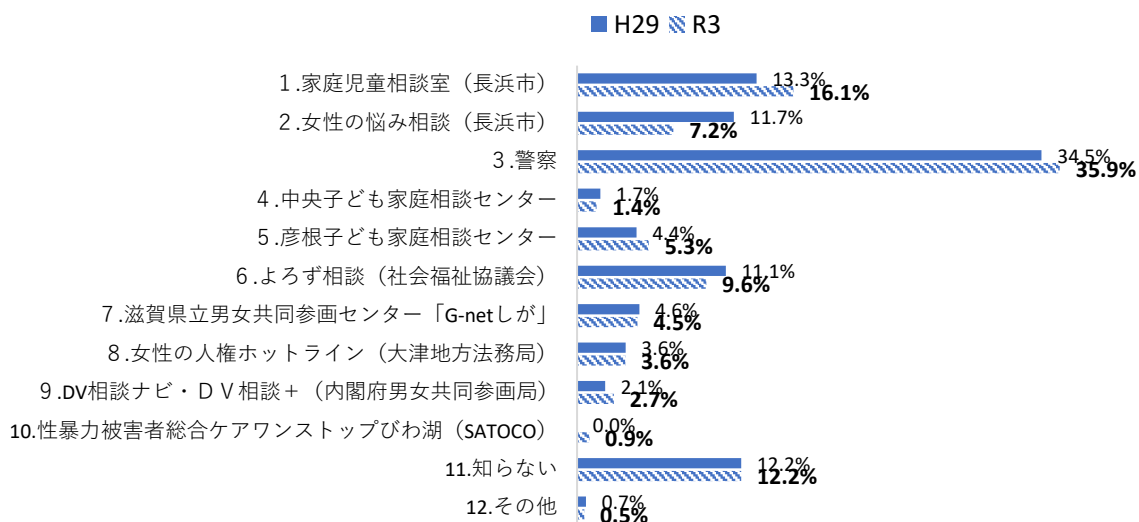
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆DVを受けた時に誰に相談したか【全体】



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆知っているDV相談機関



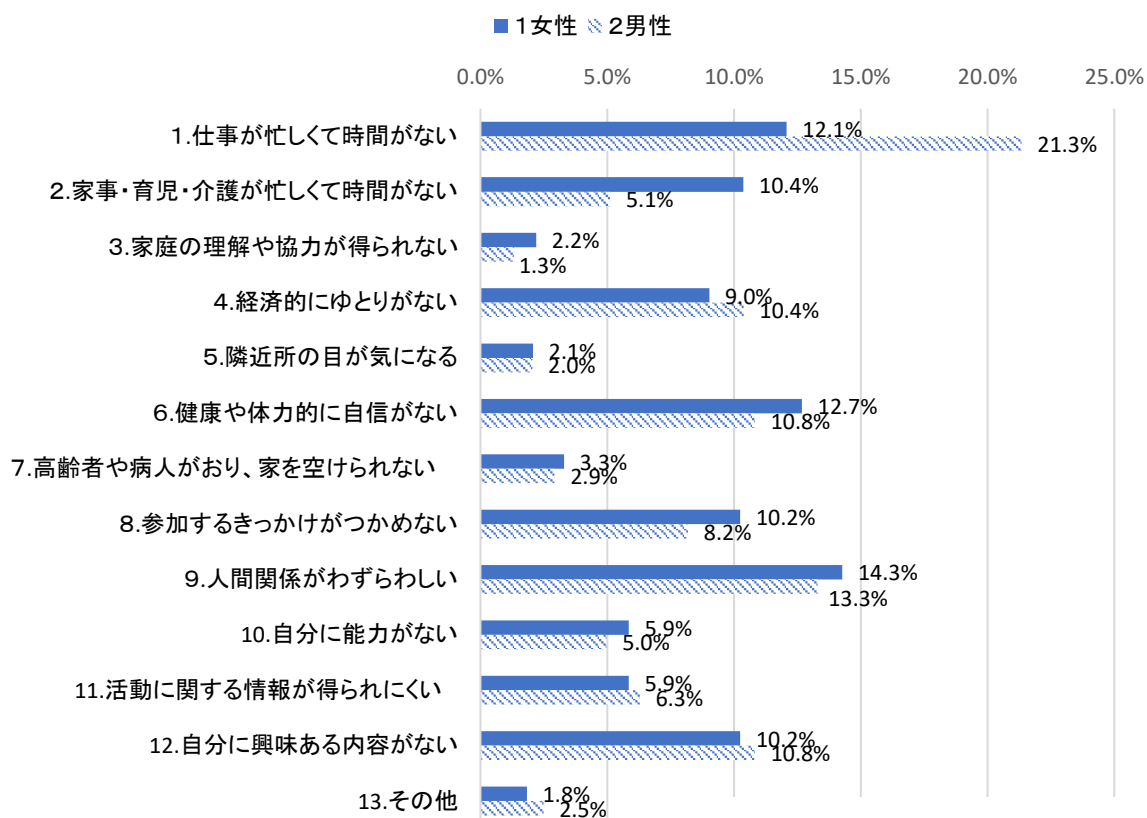
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

(4) 地域・社会活動について

社会活動をしようとするうえで支障となると思うことは人により様々です。自治会活動などをはじめ持続可能な地域活動のためには、様々な立場の人が参加しやすい工夫が必要です。

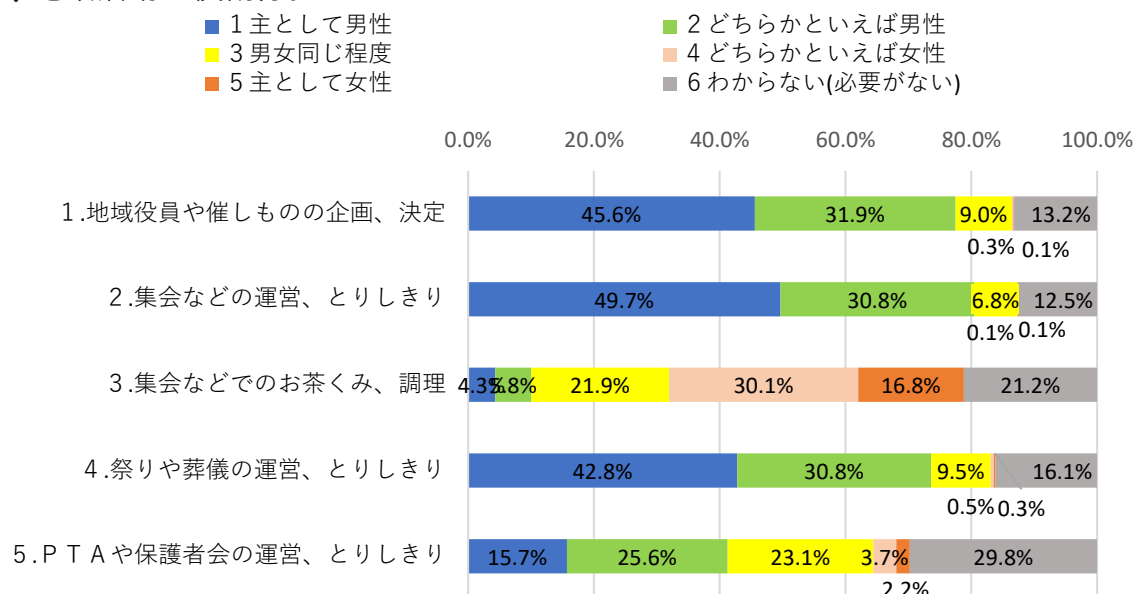
また、地域活動における役割分担では、主として男性がとりしきり、女性が補助的な役割を果たしている傾向は、前回調査と比較してあまり変わっていません。

◆社会活動をするうえで支障になること【性別】



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆地域活動の役割分担



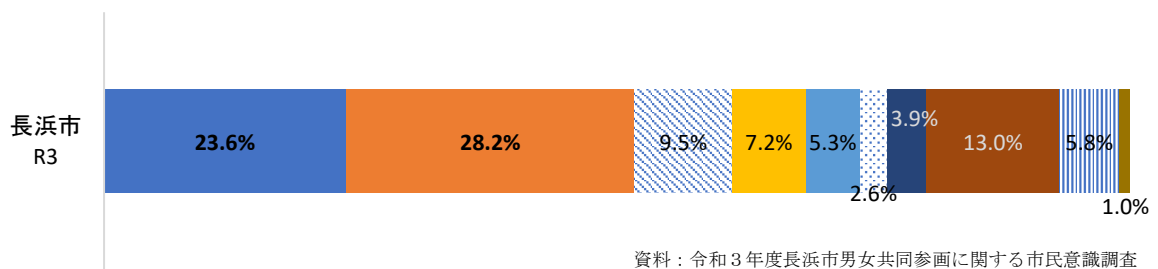
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

地域の男女の不平等の原因は、「社会的なしきたりやならわし」「性別によって役割が違うという意識」との回答が多くなっており、地域における女性リーダーが少ない理由では「男性が役員になるのが慣習」「男性中心の組織運営」「女性が責任のある役を引き受けたがらない」といった理由が多くなっています。

地域活動が男性中心となっているのは、昔からの慣習で男女ともに「そういうものである」との思い込みが根強くあることが要因の一つと考えられ、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

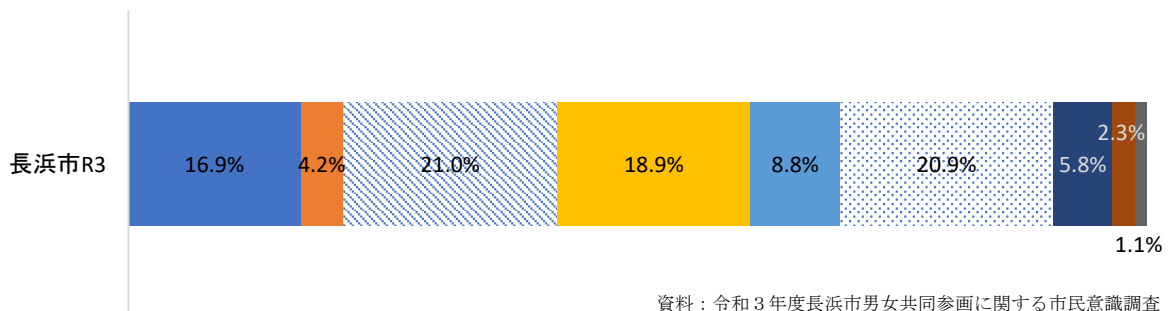
◆地域の男女の不平等の原因【全体】

- 1.性別によって役割が違うという意識
- 2.社会的なしきたりやならわし
- ▨ 3.身体的・生理的な差
- 4.女性に対する偏見
- 5.家庭における教育
- ▨ 6.学校における教育
- 7.法律や制度
- 8.男性の理解不足
- ▨ 9.女性の理解不足
- 10.その他



◆地域に女性リーダーが少ない理由【全体】

- 1.女性は家事・育児・介護で忙しいから
- 2.組織をまとめていくことに女性は向いていないから(男性の方が適しているから)
- ▨ 3.男性が役員になるのが慣習だから
- 4.女性が責任のある役を引き受けたがらないから
- 5.女性がリーダーになることに反発する雰囲気があるから
- ▨ 6.男性中心の組織運営になっているから(役割分担、活動時間など)
- 7.家族の理解や協力が得られないから
- 8.わからない
- 9.その他

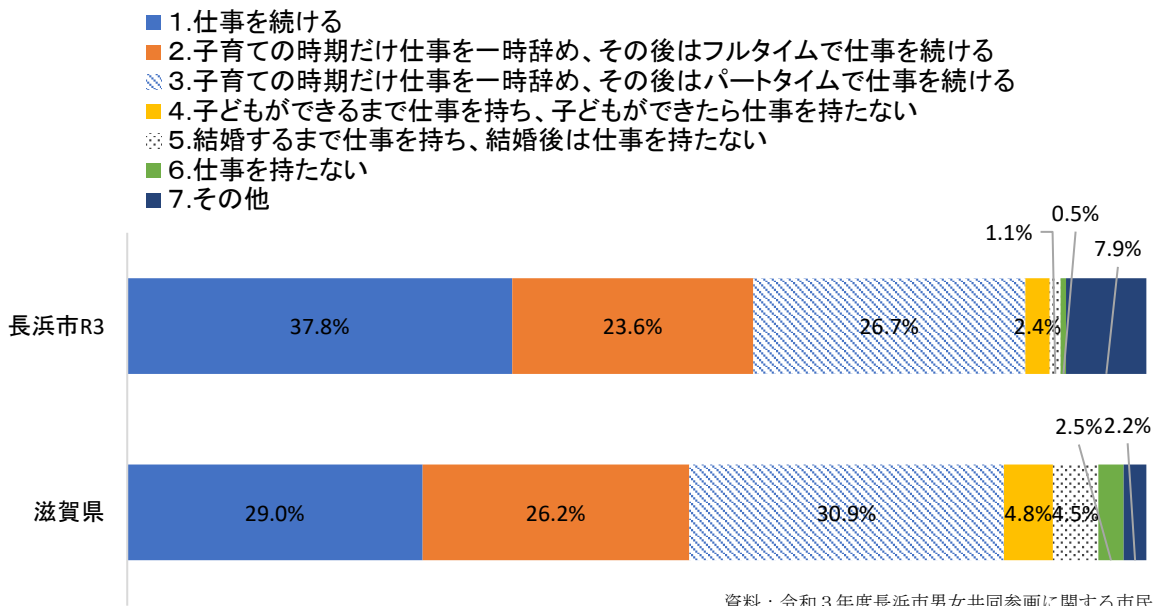


(5) 仕事について

女性の働き方については、何らかの形で「仕事を続ける」という割合は9割近くに上っています。

一方で、仕事を続けることを希望しながら出産・子育てを機に仕事を辞めた理由は「勤務条件が合わなかった」・「両立する自信がない」という回答が多くなっています。

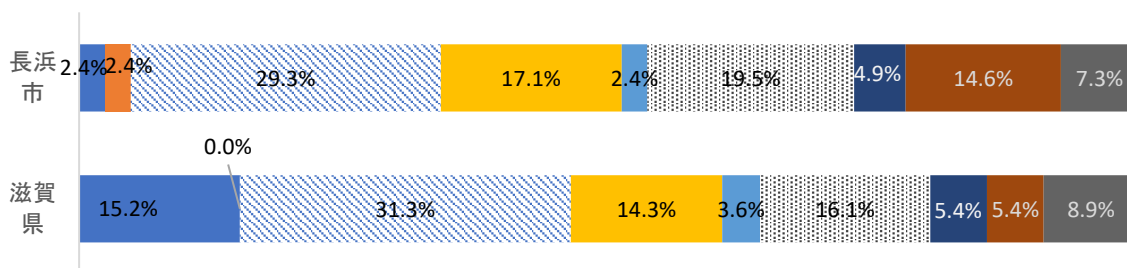
◆女性の働き方についての考え【全体(滋賀県比較)】



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆働き続けることを希望しながら出産子育てを機に仕事を辞めた(一時辞めた)理由【全体(滋賀県比較)】

- 1.保育施設や保育サービスが利用できなかったため
- 2.介護・看護の施設やサービスが利用できなかったため
- ▨ 3.仕事内容、勤務場所、勤務時間等の勤務条件が出産後・育児中の生活に合わなかったため
- 4.家事、育児や介護・看護について、配偶者(パートナー)等家族の協力が得られないため
- 5.働くことに配偶者(パートナー)等家族の同意が得られないため
- ▨ 6.仕事と家庭を両立する自信がないため
- 7.配偶者(パートナー)のみで十分な収入が得られるため
- 8.特に理由はない、わからない
- 9.その他

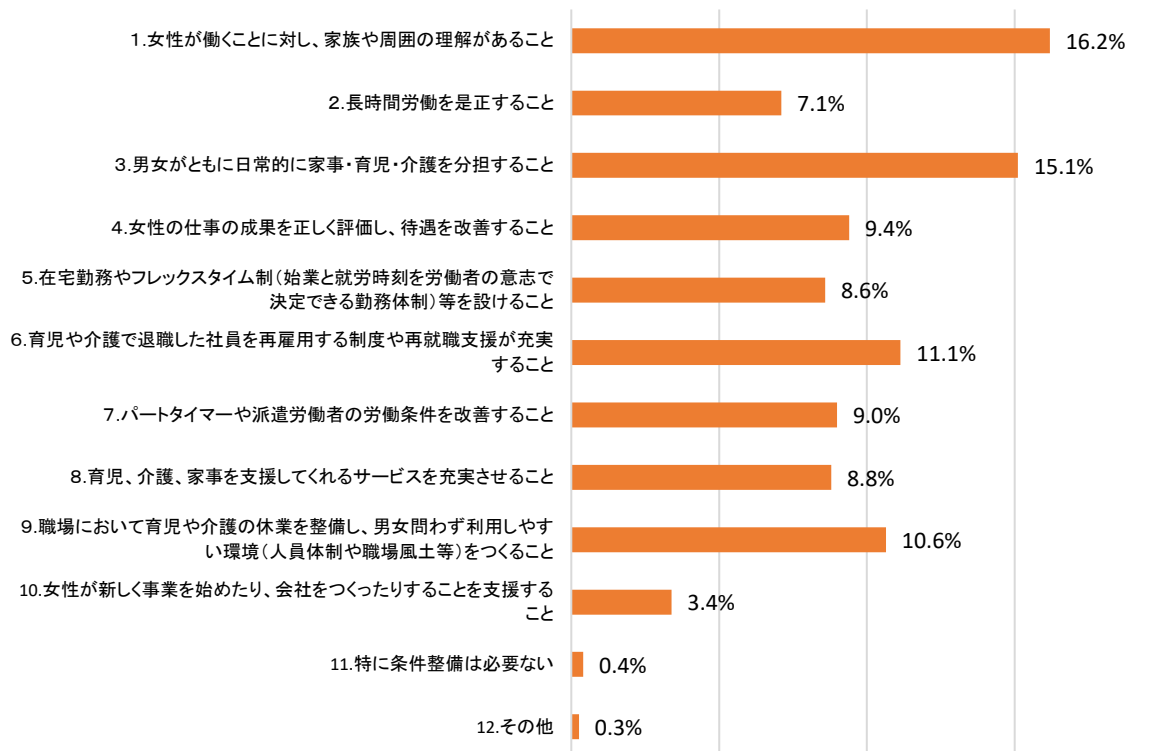


資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

女性が仕事を続けていくために必要なことは「家族や周囲の理解」と「日常的に家事・育児・介護を分担すること」という回答が多くなっています。

働くことを希望している女性が働き続けられるようにするためには、企業等においては多様な働き方ができるようにすること、また、家庭においては日常的に男女が協力して家事・育児・介護等を分担することが必要です。

◆女性が仕事を続けるために必要なこと【全体】



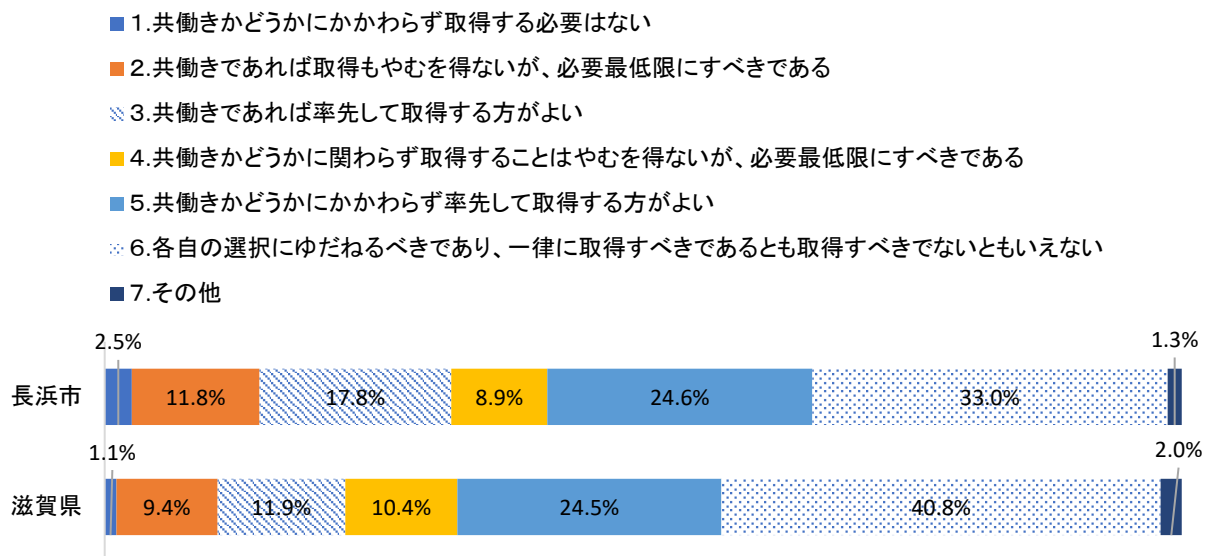
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

男性が育児休業等を取得することについては、各自の選択に委ねるべきとの回答が多いですが、30歳代以下では「共働きかどうかに関わらず率先して取得するほうがよい」との回答も多くなっています。

男性の育児休業等を進めるために職場に必要な取組については、管理職・上司の意識改革、育児休業等の取得がマイナスにならない人事評価、仕事をカバーできる人員体制の整備といった回答が多くなっています。

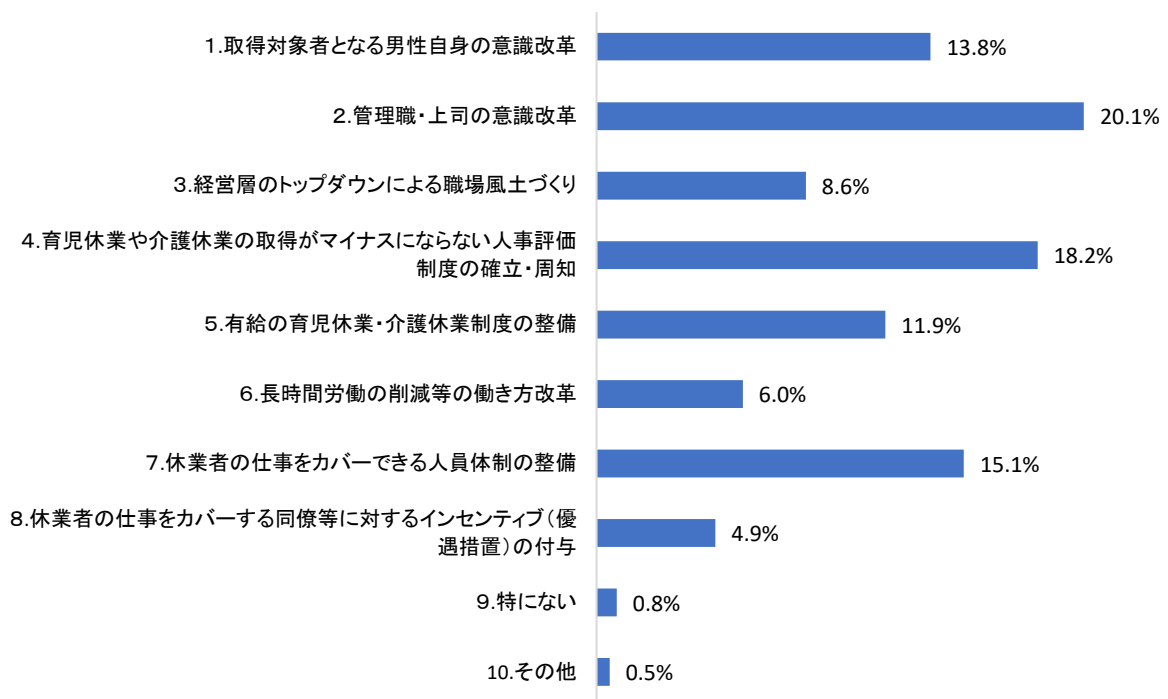
男性の育休取得を「各自の選択に委ねる」前提には、制度があるだけでなく、職場の雰囲気も含めた、男性が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備が必要です。

◆男性が育児休業等を取得することについての考え【全体(県比較)】



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆男性の育児休業等の取得を進めるために職場に必要な取組【全体】



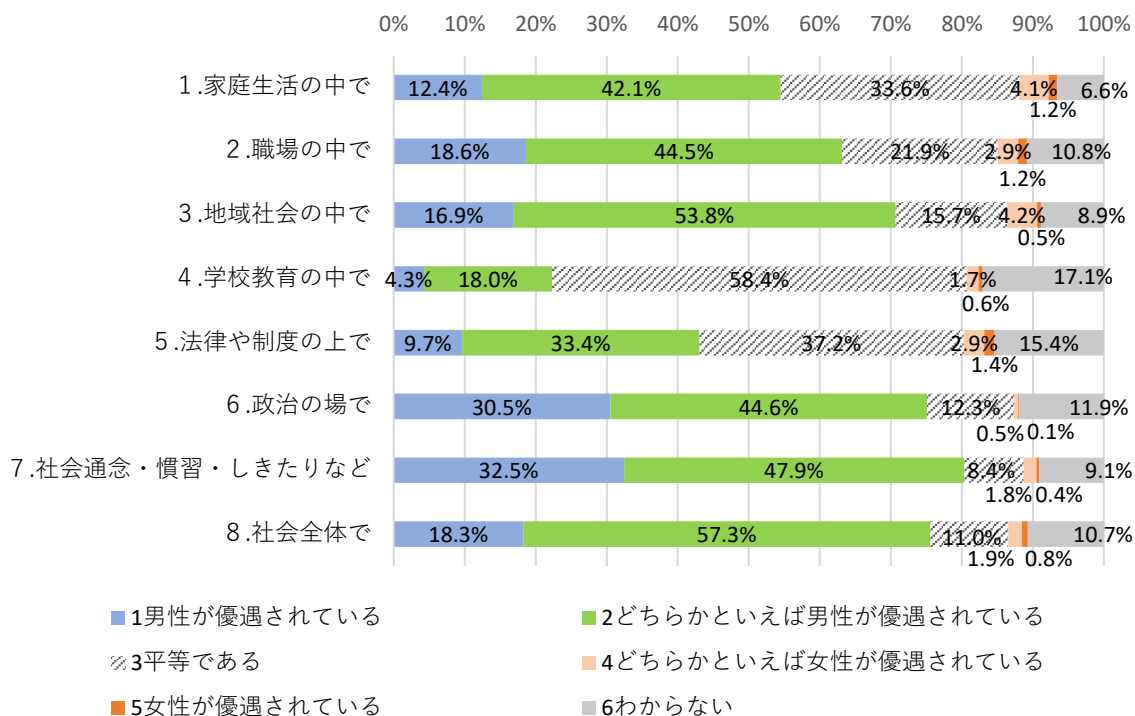
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

(6) 男女共同参画社会について

男女平等の状況については、「家庭生活」の中では、依然として「男性が優遇されている」との回答が多いものの、「平等である」と回答した割合は前回調査より増えており、30歳代以下では「平等である」との回答が最も多くなっています。

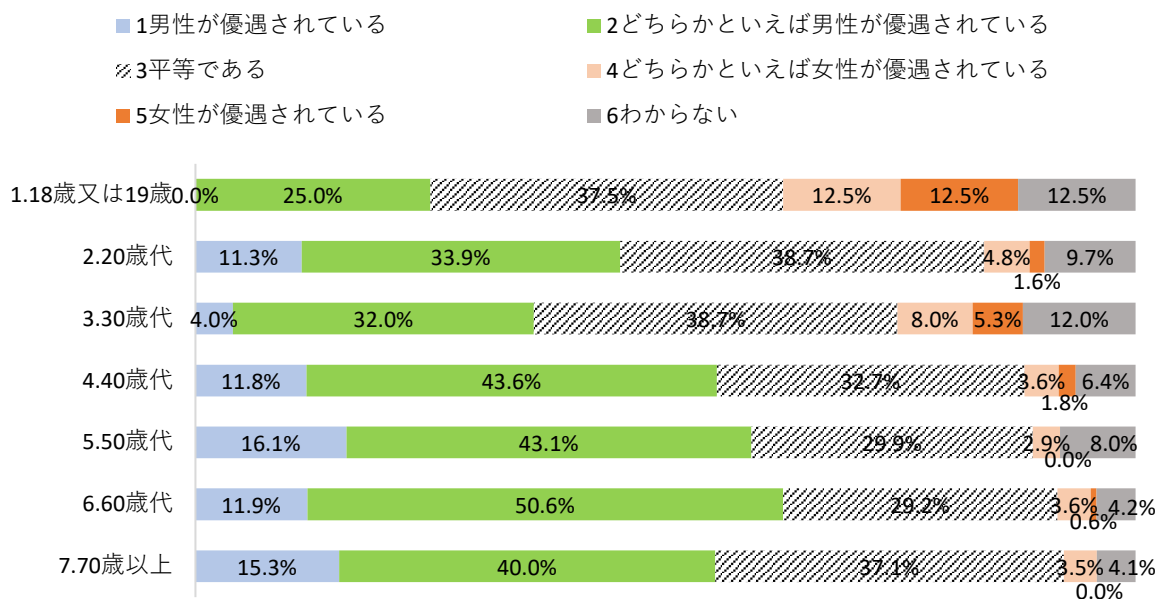
一方で、「職場」や「地域」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」などでは若い世代も含め男性が優遇されているとの回答が多くなっています。

◆それぞれの分野でどの程度男女平等なっていると思うか



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆家庭生活の中でどの程度男女平等になっていると思うか【年代別】

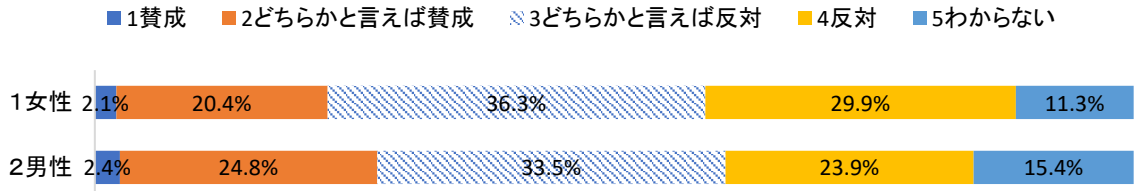


資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

固定的な性別役割分担意識については、「どちらかといえば反対」・「反対」との回答が多く、若い世代ほど「反対」の意識が強い傾向です。

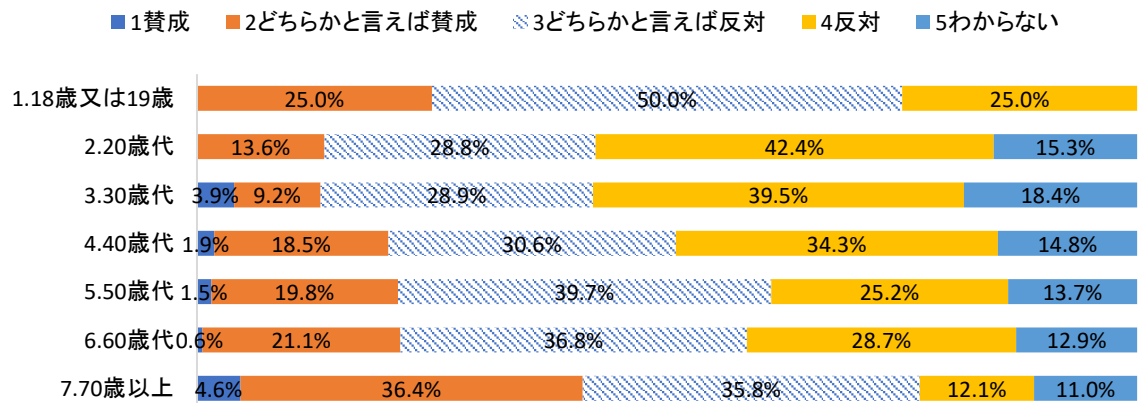
また、望む男女共同参画社会の姿は、「男女がともに家事・育児・介護等の家庭生活に参画している」が最も多く、家庭生活での男女共同参画の実現が望まれています。

◆固定的性別役割分担についての考え【性別】



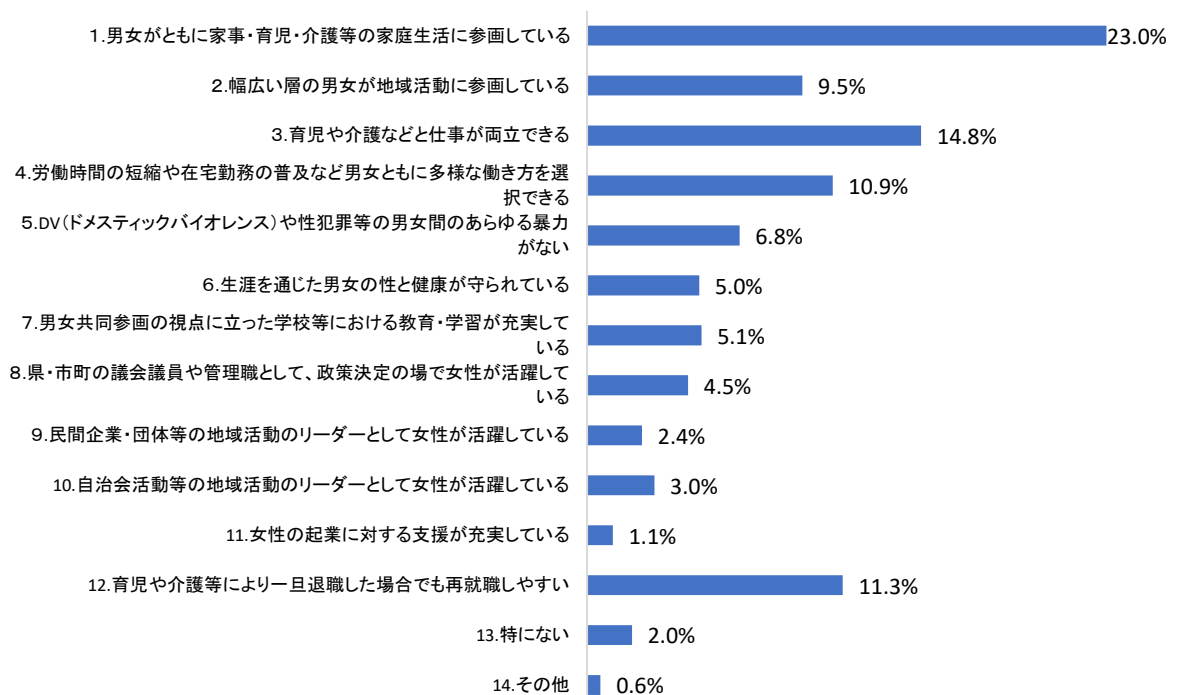
資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆固定的性別役割分担についての考え【年代別】



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

◆あなたが望む男女共同参画社会の姿



資料：令和3年度長浜市男女共同参画に関する市民意識調査

3 第3期計画の評価

第3期計画では、計画の進捗管理のため、令和4年度までの数値目標を設定し、様々な取組を進めてきました。

第3期計画に掲げた目標の達成状況については、以下のとおりとなりました。

「女性人材バンクの活用率」や「男性市職員の育休取得率」では、目標値を達成しましたが、その他の項目では、「DVの内容の認知度」や「固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合」、「保育所の待機児童数」など目標に近づいている項目もあるものの、目標達成には至らず、さらなる啓発が必要な項目もあり、引き続き継続した取組が求められます。

基本目標	成果指標	H29 現状値	第3期 目標値 (令和4年度)	第3期 実績値 (令和4年度)	達成
Ⅰ 人権を尊重した社会の 形成	パートナーから暴力を受けた時の相談機関の認知度	87.8%	100%	87.8% (R3 現状値)	
	DVの内容の認知度	77.2%	100%	80.7% (R3 現状値)	
Ⅱ 男女共同参画社会への 意識の浸透・意識の改 革	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合	58.9%	70%	62.0% (R3 現状値)	
	地域社会で男女の地位が 平等と考える人の割合	24%	50%	15.7% (R3 現状値)	
	保育所の待機児童数	35人	0人	15人	
Ⅲ あらゆる分野への男女 共同参画の推進	市の附属機関等の女性委 員の割合	34.2%	40%	34.2%	
	女性人材バンクの活用の 割合	28.4%	40%	73.8%	◎
Ⅳ 女性活躍の推進	男性市職員の育休取得率	5%	13%	22.2%	◎

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

一人ひとりが自分らしく輝き、互いに尊重しあうまち長浜

市民一人ひとりが、性別に関わらずそれぞれが持つ個性や能力を發揮しながら、ともに担い、支え合うことで、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を図ります。

2 計画の基本目標

(1) 人権を尊重した安心・安全な地域社会の実現

すべての人々の基本的人権が尊重される社会を実現するため、性別に関わらず誰もがお互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で過ごせる社会の実現を目指します。

(2) 男女共同参画社会への意識の浸透と理解促進

男女共同参画に関する理解を進めるとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み※（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、ジェンダー平等や多様性を尊重する社会の実現を目指します。

(3) あらゆる分野への男女共同参画、女性活躍の推進

家庭、地域、職場などあらゆる分野で男女共同参画を促進し、お互いが支え合い、ともに責任を担いながら、一人ひとりが持つ個性や能力を發揮し、いきいきと輝ける社会の実現を目指します。

(4) 生活と仕事の調和に向けた、多様なライフスタイル、働き方の実現

一人ひとりが性別にとらわれることなく、望む生き方や働き方を主体的に選択でき、幸せに暮らし続けられる社会の実現を目指します。

3 施策の体系

【基本目標Ⅰ】

人権を尊重した安心・安全な地域社会の実現

基本施策Ⅰ	すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会環境の整備
施策の方向	①様々な人権課題に対する啓発の取組 ②ひとり親家庭や高齢者、しょうがいのある人、外国人などで、困難を抱える人の生活への支援
基本施策Ⅱ	パートナーに対するあらゆる暴力の根絶
施策の方向	①DVに関する相談・被害者支援の充実と相談機関の周知・連携 ②DVを許さない啓発活動の推進
基本施策Ⅲ	性に関する理解促進と男女の生涯にわたる健康支援
施策の方向	①多様な性のあり方に対する理解促進 ②性と生殖に関する健康／権利*（リプロダクティブヘルス／ライツ）への理解促進 ③生涯を通じた健康保持・増進
基本施策Ⅳ	防災における男女共同参画の推進
施策の方向	①防災における政策・方針決定への女性の参画 ②男女共同参画の視点での地域防災の取組

【基本目標Ⅱ】

男女共同参画社会への意識の浸透と理解促進

基本施策Ⅰ	固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み等の解消に向けた取組の推進
施策の方向	①男女共同参画に関する学習機会の充実 ②男女共同参画に関する情報収集・情報提供の充実
基本施策Ⅱ	多様性への理解と男女共同参画教育の推進
施策の方向	①保育園・幼稚園における男女共同参画・多様性への配慮 ②学校教育における男女共同参画教育の推進 ③家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

【基本目標Ⅲ】**あらゆる分野への男女共同参画、女性活躍の推進**

基本施策 1	家庭における男女共同参画、男性活躍の推進
施策の方向	①男性の家事・育児への参画促進
	②男女がともに担う介護や看護の推進
	③多様な暮らしを支える子育てや介護負担軽減の支援
基本施策 2	地域における男女共同参画、女性活躍の推進
施策の方向	①地域活動における男女共同参画の促進
	②自治会組織(役員)への女性が就任しやすい環境づくり
	③地域コミュニティ・情報・人脈のネットワークの構築・環境づくり
基本施策 3	働く場における男女共同参画、女性活躍の推進
施策の方向	①男女が共に働き続けられる環境づくり
	②庁内での男女共同参画の推進
基本施策 4	政策・方針決定の場への女性の参画促進
施策の方向	①政策・方針決定の場への女性の参画促進
	②女性の人材育成

【基本目標Ⅳ】**生活と仕事の調和に向けた、多様なライフスタイル、働き方の実現**

基本施策 1	多様で柔軟な働き方の実現
施策の方向	①多様な働き方を可能にする取組推進
	②生活と仕事の両立ができる環境づくり
	③就業・復職・起業・再就職を目指す女性の支援
基本施策 2	性別にとらわれない多様なライフスタイル、キャリア選択の実現
施策の方向	①性別にとらわれない多様な職業選択、進路選択を可能にするキャリア教育*の取組
	②一人ひとりの暮らしを豊かにする学びの機会の提供

第4章 計画の内容

基本目標 1 人権を尊重した安心・安全な地域社会の実現

	成果指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	パートナーから暴力を受けた時の相談機関の認知度	87.8%	100%
2	DVの内容の認知度	80.7%	100%
3	防災会議における女性委員の割合	3.4%	30%

【基本施策1】 すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会環境の整備

すべての人の人権が尊重され、幸せを感じながら安心して住み慣れた地域で暮らし続けられることは、男女共同参画社会の実現において最も重要な基本理念です。

誰もが、自分らしく幸せに生きることができる社会づくりに向け、様々な人権問題への正しい理解と認識を深め、差別や偏見をなくしていくための人権学習・啓発の推進に取り組むとともに、地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な困難を抱える人への相談・支援の取組を推進していきます。

施策の方向① 様々な人権課題に対する啓発の取組

	具体的施策の内容	主たる担当
1	人権学習会等の実施や「広報ながはま」、ホームページへの記事の掲載、啓発リーフレットの作成など、人権尊重についての広報・啓発を行う。	人権施策推進課
2	人権尊重、男女共同参画をテーマとした講座・研修会等を開催する。	人権施策推進課
3	国際的な視野で物事を考え、行動できるように国際交流活動への市民の参加を促進する。	市民活躍課
4	企業、市、学校、園におけるセクハラ防止に向けた啓発を行う。	商工振興課 人事課 教育指導課 幼児課

5	セクハラやパワー・ハラスメントの相談窓口の紹介や情報の提供を行う。	人権施策推進課
---	-----------------------------------	---------

施策の方向② ひとり親家庭や高齢者、しょうがいのある人、外国人などで、困難を抱える人の生活への支援

具体的施策の内容		主たる担当
1	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせるよう支援体制の充実を図る。	人権施策推進課 子育て支援課 社会福祉課
2	児童扶養手当の支給や医療費の助成等、ひとり親家庭への支援事業の充実周知を図る。	子育て支援課 保険年金課
3	高齢者が主体的に地域社会に関わりを持ちながら活動に参画できるよう、情報の提供に努める。	長寿推進課
4	しょうがいのある人に対して、あらゆる分野で、自らの能力が発揮できるよう、男女それぞれの立場に配慮し社会参画の支援や就業支援等を行う。	しょうがい福祉課 人事課
5	しょうがいのある人が働きやすい環境に整備するよう事業主に働きかけ、就労機会の拡大を図る。	しょうがい福祉課
6	しょうがいのある人の社会参加の促進や、社会生活力を高める支援をする。	しょうがい福祉課
7	介護者の会等に男女問わず、全ての介護者が参加しやすい環境を整える。	長寿推進課
8	しょうがいのある人の就労支援相談などの相談体制の強化を図る。	しょうがい福祉課
9	生活に困窮する人が安心して暮らせるよう、就労支援をはじめとする相談体制の強化を図る。	社会福祉課
10	外国人のための相談窓口の充実を図る。	すべての部署
11	外国語版広報紙を発行する。	政策デザイン課

【基本施策2】 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、根絶しなければならない問題ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や経済的不安などのストレスから、DVの増加が懸念されています。

また、市民意識調査から、相談機関の認知度が依然として低く、DVを受けたときにどこにも相談しなかったという人が最も多いという結果が出ています。

関係機関との連携を図りながら、相談機関の周知や相談・支援の充実を図るとともに、継続して、DVや性犯罪・性暴力等の根絶に向けての啓発に取り組みます。

施策の方向① DVに関する相談・被害者支援の充実と相談機関の周知・連携

具体的施策の内容		主たる担当
1	市民から相談があったとき、各種相談窓口の情報提供を行う。	人権施策推進課
2	パートナーから暴力を受けた際の相談窓口について広報やホームページ等で周知するとともに市の健診時等の機会を活用し周知を図る。	人権施策推進課 子育て支援課 健康推進課
3	「要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」の充実を図る。	子育て支援課
4	DV被害者保護のための住民票等の交付制限を行う。	市民課
5	女性の悩み相談・よろず相談・法律相談等の各相談窓口の案内や連携を図る。	人権施策推進課
6	DVに関する相談・被害者支援の充実を図る。	人権施策推進課 子育て支援課 健康推進課

施策の方向② DVを許さない啓発活動の推進

具体的施策の内容		主たる担当
1	パンフレットや啓発冊子、研修会の開催によりDV防止等に関する啓発を行う。	子育て支援課 人権施策推進課

【基本施策3】 性に関する理解促進と男女の生涯にわたる健康支援

男女が互いに、性別やライフステージに応じた健康上の問題や身体的特徴への理解を深め、心身の健康について、主体的に行動することは、全ての人々が健康でいきいきと暮らせる社会の実現に不可欠です。特に女性は、妊娠・出産をはじめライフステージごとに様々な心身の健康上の変化に直面することから、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）への理解促進が必要です。

あわせて、性のあり方は多様であり、男性、女性に限らず一人ひとりの性のあり方を尊重し、性的指向*や性自認*など「性の多様性」への理解促進の取組も必要です。

全ての人々が生涯にわたり、いきいきと健やかに暮らし続けられるよう、それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりへの啓発や支援に取り組みます。

施策の方向① 多様な性のあり方に対する理解促進

具体的施策の内容		主たる担当
1	LGBT*をはじめとする多様な性の尊重及び理解促進のための啓発と相談体制づくりに取り組む。	人権施策推進課

施策の方向② 性と生殖に関する健康／権利への理解促進

具体的施策の内容		主たる担当
1	性教育、エイズ教育など性に関する学習機会の充実・啓発を行う。	教育指導課 すこやか教育推進課
2	学校における心と体の健康相談を実施する。	教育指導課 すこやか教育推進課
3	思春期、子育て期、更年期に対応した相談機能を充実させる。	教育指導課 健康推進課
4	性と生殖に関する健康／権利の理解促進に努める。	人権施策推進課

施策の方向③ 生涯を通じた健康保持・増進

具体的施策の内容		主たる担当
1	不妊症治療や不育症治療にかかった医療費の費用を助成し、出産支援を図る。	健康推進課

2	子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症などの女性特有病予防のための検診を実施する。	健康推進課
3	健診を通じ、健康を保持・増進するよう健康づくりを促進する。	健康推進課
4	がん予防に関する学習会やがん検診の啓発を実施する。	健康推進課
5	自殺予防に関する学習会を実施し、こころの健康に努める。	健康推進課
6	介護予防につながる教室や学習会を開催する。	長寿推進課 健康企画課
7	高齢期に対応した相談機能を充実させる。	長寿推進課
8	日常生活の場で健康づくりに取り組める環境づくりを推進する。	健康企画課
9	生涯を通じて健康を保持・増進するようなスポーツ事業を開催する。	スポーツ振興課

【基本施策4】 防災における男女共同参画の推進

大規模な災害が発生した時に、様々なニーズに適切に対応できるようにするためには、女性を含む多様な担い手が平常時から主体的に関わることが重要です。

男女共同参画の視点での防災対策が進むよう、意思形成過程での女性の参画推進や女性等が積極的に地域の防災活動に参画するための啓発や支援に取り組みます。

施策の方向① 防災における政策・方針決定への女性の参画

具体的施策の内容		主たる担当
1	防災リーダーの育成や女性の訓練への積極的参加を促進する。	防災危機管理局 人権施策推進課

施策の方向② 男女共同参画の視点での地域防災の取組

具体的施策の内容		主たる担当
1	防災における男女共同参画の視点の必要性を啓発する。	防災危機管理局 人権施策推進課

基本目標 2 男女共同参画社会への意識の浸透と理解の促進

	成果指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	62%	70%
2	滋賀県作成の男女共同参画に関する副読本の活用率	71.4%	100%

【基本施策1】 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み等の解消に向けた取組の推進

市民意識調査から、地域における男女不平等の原因として、「社会的なしきたりやならわし」「性別によって役割が違うという意識」との回答が多くなっています。

男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を推進するなかで、社会通念や慣習などによる固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が、男女共同参画社会の進展の足かせとなっていることから、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場での教育や啓発に取り組み、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発を進めます。

施策の方向① 男女共同参画に関する学習機会の充実

	具体的施策の内容	主たる担当
1	ジェンダー平等をめざす人権教育を行う等、各種研修会・学習会を開催する。	人権施策推進課
2	男女共同参画社会を考える行政出前講座を開催する。	人権施策推進課
3	子育て中の男性を対象にした講座や行政出前講座を実施する。	人権施策推進課 子育て支援課 健康推進課
4	人権や男女共同参画の啓発イベントを開催する。	人権施策推進課

施策の方向② 男女共同参画に関する情報収集・情報提供の充実

	具体的施策の内容	主たる担当
1	男女共同参画の視点からのメディア・看板・印刷物における表現のチェックを行うための情報提供を行う。	人権施策推進課
2	適切な表現に配慮して「広報ながはま」を作成する。	政策デザイン課
3	イベント等の実施にあたっては、男女共同参画の視点をふまえる。	すべての部署
4	男女共同参画週間における啓発事業などの充実を図る。	人権施策推進課
5	「広報ながはま」による啓発の推進・充実を図る。	政策デザイン課 人権施策推進課
6	インターネットを活用した啓発と情報提供を行う。	人権施策推進課
7	刊行物の作成にあたっては、男女共同参画の視点にたつ。	すべての部署
8	男女平等に関する図書を充実させ配置する。	生涯学習文化課 (図書館)
9	男女共同参画に関する意識調査を定期的実施する。	人権施策推進課

【基本施策2】 多様性への理解と男女共同参画教育の推進

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みは、幼少期からの成長の過程で長い時間をかけて人々の中に形成されるものであることから、家庭教育・学校教育の中で、ジェンダーや多様性についての理解を深めるとともに、子どもたちが性別に捉われることなく、自らの可能性や人生の選択肢を広げられるよう取り組む必要があります。

また、世代間の認識の差も大きいため、全ての世代に向けて、ジェンダー平等や多様性の尊重について理解を深めるための啓発を進めます。

施策の方向① 保育園・幼稚園における男女共同参画・多様性への配慮

具体的施策の内容		主たる担当
1	保育所・幼稚園・認定こども園の関係職員に対して人権研修を実施する。	幼児課
2	保育園・幼稚園・認定こども園において男女平等教育を推進する。	幼児課

施策の方向② 学校教育における男女共同参画教育の推進

具体的施策の内容		主たる担当
1	小学校・中学校・義務教育学校における教職員に対して人権研修を実施する。	教育指導課
2	小学校・中学校・義務教育学校において男女平等の意識を培う教育を実施する。	教育指導課
3	男女共同参画に関する滋賀県作成の副読本を活用する。	教育指導課
4	男女協力共同学習を実施する。	教育指導課

施策の方向③ 家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

具体的施策の内容		主たる担当
1	講演会や学級懇談会の場において家庭教育の啓発に努める。	教育指導課 幼児課
2	男女共同参画について、P T A・保護者会等での研修会を充実させる。	教育指導課 幼児課 人権施策推進課
3	市P T A連絡協議会で研修会を実施し、地域では行政出前講座において啓発を行う。職場では、市企業内人権教育推進協議会の研修会において啓発を行う。	教育指導課 人権施策推進課 商工振興課

基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画、女性活躍の推進

	成果指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	家庭生活中で男女の地位が平等と考える人の割合	33.6%	50%
2	地域社会で男女の地位が平等と考える人の割合	15.7%	50%
3	職場で男女の地位が平等と考える人の割合	21.9%	50%
4	市役所における男性職員の育児休業取得率	22.2%	50%
5	市の附属機関等(審議会等)の女性委員の割合	34.2%	40%
6	市の附属機関等で女性委員の割合が40~60%である附属機関等の割合	29.8%	40%

【基本施策1】 家庭における男女共同参画、男性活躍の推進

若い世代では、男女がともに家事育児を担うという意識は高くなっていますが、市民意識調査の結果からは、日常の家事に対する認識には男女で差があることや世代間での意識の違いがあることが見えてきました。

また、男性が家事育児に積極的に参加するためには、男性自身の意識を変えることや夫婦や家族間のコミュニケーションが大切との意見が多くなっています。

性別に関わりなく互いに協力しあうことで、一人ひとりの暮らしが充実したものとなるよう、家庭における男女共同参画の推進に取り組みます。

施策の方向① 男性の家事・育児への参画促進

	具体的施策の内容	主たる担当
1	男性が参加しやすい家事・育児等の実践型講習会を実施する。	人権施策推進課 子育て支援課 健康推進課
2	子育て中の母親・父親をサポートする講座を開催する。	人権施策推進課 子育て支援課
3	子育て中の母親・父親と一緒に参加できる講座を開催する。	子育て支援課

4	父親の子育てへのかかわり方や子育ての基礎知識などを記した父子手帖を交付する。	健康推進課
5	男性も女性も参加できる学習機会の充実を図る（出産・育児保健指導、両親学級）。	健康推進課
6	男性も女性も参加できる学習機会の充実を図る。	生涯学習文化課
7	子育て、家庭教育に関する講座を実施する。	生涯学習文化課
8	子育て中の男性を対象にした講座や行政出前講座を実施する。	人権施策推進課 子育て支援課 健康推進課

施策の方向② 男女がともに担う介護や看護の推進

具体的施策の内容		主たる担当
1	介護保険制度の普及・啓発に努め、介護に関する支援と相談体制の充実を図る。	長寿推進課
2	認知症サポーター養成講座を開催し、地域で高齢者や認知症のある人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくる。	長寿推進課
3	「福祉の職場説明会」を開催し、求人情報や福祉の仕事に関する情報の提供を行う。	介護保険課
4	中学校の福祉・介護出前授業を開催し、中学生を対象に福祉の仕事の内容、やりがいを伝え、理解を深める。	介護保険課
5	「介護に関する入門的研修」を開催し、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ機会を提供する。	介護保険課

施策の方向③ 多様な暮らしを支える子育てや介護負担軽減の支援

具体的施策の内容		主たる担当
1	地域の子育て支援のため地域子育て支援センター事業の充実を図る。	子育て支援課
2	地域での子育てサークルの支援の充実を図る。	子育て支援課
3	妊婦相談、赤ちゃん相談、発達相談など子育てに関する相談の充実を図る。	子育て支援課 健康推進課 幼児課
4	福祉医療助成制度（マル福）等、子育て世代の子どもの医療費の負担軽減のための助成などを実施する。	保険年金課
5	保育所・幼稚園・認定こども園における子育て講演会を開催する。	幼児課
6	妊婦・産婦・新生児・乳幼児に対し、訪問指導の充実を図る等、養育者に対するサポートを実施する。	健康推進課
7	妊婦・乳幼児健診の充実を図る。	健康推進課
8	児童虐待の早期発見と対応体制の充実を図る。	子育て支援課
9	各課イベントにおける一時託児サービスを実施する。	すべての部署
10	出産や子育てによって退職し、再就職を希望している人に対して再就職のために必要な情報提供を行う。	商工振興課 子育て支援課
11	妊娠期から出産後に安心して子育てができるように医療専門職が開催するサロンや個別相談等の利用を推進する。	健康推進課
12	妊娠期から子育て期に安心して子育てができるように、子育てコンシェルジュ※を配置して相談支援の充実を図る。	健康推進課
13	地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図る。	長寿推進課

【基本施策2】 地域における男女共同参画、女性活躍の推進

市民意識調査の結果から、地域社会における男女の平等感については、平等であると感じている割合は15%にとどまり、前回調査の結果よりも少なくなっています。これは、男女共同参画の意識が浸透してきたことで、現状は男女平等となっていないと考える人が増加したと考えられますが、一方、市民の意識の変化に対応して地域社会が変化していないことを示しているともいえます。

活力ある地域の存続のためには、性別や年齢にとらわれず、多様な人材が地域活動に関わることが重要であることから、女性をはじめ多様な人々が地域活動に参画しやすい環境づくりの支援に取り組みます。

施策の方向① 地域活動における男女共同参画の促進

具体的施策の内容		主たる担当
1	ボランティア講座を開催し、男女の参加を促進する。	社会福祉課

施策の方向② 自治会組織(役員)への女性が就任しやすい環境づくり

具体的施策の内容		主たる担当
1	女性役員登用の啓発活動をする。	市民活躍課 人権施策推進課

施策の方向③ 地域コミュニティ・情報・人脈のネットワークの構築・環境づくり

具体的施策の内容		主たる担当
1	人権や男女共同参画の啓発イベントを開催する。(再掲)	人権施策推進課
2	男女共同参画パートナーシップ推進協議会の活動支援を行う。	人権施策推進課

【基本施策3】 働く場における男女共同参画、女性活躍の推進

女性の就労率は増加しており、本市においても8割近くの女性が働いていますが、一方で、男女の賃金格差やM字カーブは解消していません。

女性自身の意識の変容を促すとともに、職場における固定的性別役割分担意識の解消や家庭生活と仕事が両立できる職場環境づくりのための取組を進めます。

施策の方向① 男女が共に働き続けられる環境づくり

具体的施策の内容		主たる担当
1	企業における育児休業・介護休業制度の啓発を促進する。	商工振興課
2	地域づくりや地域農業の方針策定への女性農業者の参画を推進する。	農業振興課
3	農業委員会の女性委員の割合を40%以上とする。	農業振興課
4	女性農業者が活躍できる環境づくりを支援する。(ながはまアグリネットワーク)	農林政策課
5	講演会の開催など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	商工振興課
6	企業に対し、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の周知徹底を図る。	商工振興課 人権施策推進課

施策の方向② 庁内での男女共同参画の推進

具体的施策の内容		主たる担当
1	女性活躍推進法に定める特定事業主行動計画 [*] を推進する。	人事課
2	育児休業者復職のための研修を実施する。	人事課
3	市の女性職員の管理職への登用促進を図る。	人事課
4	市職員の研修の充実を図り、スキルアップの支援を行う。	人事課
5	庁内における男性の育休取得を推進する。	人事課

【基本施策4】 政策・方針決定の場への女性の参画促進

豊かで活力ある持続可能な地域社会をつくるには、あらゆる分野において男女がともに参画することが重要ですが、本市の附属機関等における女性の割合は、34.2%にとどまっており、より一層の政策・方針決定の場への女性の参画が望まれています。

多様な意見が、市の施策に反映されるよう、各種審議会や委員会への女性の参画促進を図ります。

施策の方向① 政策・方針決定の場への女性の参画促進

具体的施策の内容		主たる担当
1	「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」に基づいて、女性委員の比率を40%とする。	すべての部署
2	附属機関等（市審議会等）の委員について市民公募制の促進と、女性人材バンク「かがやきネット」の活用促進を図り女性委員の登用に努める。	すべての部署
3	女性人材バンク「かがやきネット」への登録促進を図る。	人権施策推進課
4	女性人材バンク「かがやきネット」のコーディネートと各課への活用促進を図る。	人権施策推進課

施策の方向② 女性の人材育成

具体的施策の内容		主たる担当
1	女性人材バンク「かがやきネット」の登録者に対し、各種研修・講座への参加促進を図る。	人権施策推進課
2	男女共同参画パートナーシップ推進協議会の活動支援を行う。(再掲)	人権施策推進課

基本目標 4 生活と仕事の調和に向けた、多様なライフスタイル、働き方の実現

	成果指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	子ども園・保育園の待機児童数	15人	0人
2	放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
3	25歳～44歳までの女性の就業率	78.7%	80%

【基本施策Ⅰ】 多様で柔軟な働き方の実現

市民意識調査の結果から、本市では、共働き世帯が主流となっていますが、家事、育児、介護などのケアワークについて、女性が多くを担っている現状があります。

また、男女ともに、仕事優先の生活は望んでいないものの現実には、仕事優先の生活となっている人が多くなっています。

一人ひとりが自分の望む生き方・働き方を選択できるよう、多様で柔軟な働き方の普及促進を図るとともに、生活と仕事の両立ができるよう環境整備を進めます。

あわせて、就業や起業、地域活動など社会参画をしようとする女性などに対する支援に取り組めます。

施策の方向① 多様な働き方を可能にする取組推進

	具体的施策の内容	主たる担当
1	多様な働き方の実現に向けた、企業における働き方改革の促進を図る。	商工振興課

施策の方向② 生活と仕事の両立ができる環境づくり

	具体的施策の内容	主たる担当
1	放課後児童クラブの充実を図る。	子育て支援課
2	一時保育・延長保育・病児保育・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図る。	幼児課

3	ファミリーサポートセンター*の充実を図る。	子育て支援課
4	事業所内託児所の運営の支援を行う。	商工振興課 幼児課
5	企業における育児休業・介護休業制度の啓発を促進する。(再掲)	商工振興課
6	講演会の開催など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。(再掲)	商工振興課

施策の方向③ 就業・復職・起業・再就職を目指す女性の支援

具体的施策の内容		主たる担当
1	融資や補助制度を活用した、起業への相談支援を行う。	商工振興課
2	民間保育所等の情報提供を行う。	商工振興課 幼児課
3	女性が起業・就労・地域活動等始めるためのきっかけづくり等を行い、女性の人材育成を図る。	人権施策推進課
4	女性の就労促進や就労環境改善支援の事業を実施する。	商工振興課

【基本施策2】 性別にとらわれない多様なライフスタイル、キャリア選択の実現

「人生100年時代」や「VUCA時代」（先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代）と言われる中、一人ひとりが主体的に生き方・働き方を選択できるようにすることが求められています。

また、家庭生活と仕事だけでなく、地域活動など多様な活動の場に、性別や年齢に捉われず参画していけることは、人生をより豊かに充実したものにつな갑니다。

一人ひとりが主体的に生き方・働き方を選べ、より豊かな人生を送れるよう、学校教育におけるキャリア教育などの子どものときからの多様な教育とともに、リカレント教育^{*}や生涯学習などの生涯を通じて学び続けられる学習機会の充実に取り組みます。

施策の方向① 性別にとらわれない多様な職業選択、進路選択を可能にするキャリア教育の取組

具体的施策の内容		主たる担当
1	小学校・中学校・義務教育学校における教職員に対して人権研修を実施する。(再掲)	教育指導課
2	小学校・中学校・義務教育学校において男女平等の意識を培う教育を実施する。(再掲)	教育指導課
3	男女共同参画に関する滋賀県作成の副読本を活用する。(再掲)	教育指導課
4	男女協力共同学習を実施する。(再掲)	教育指導課
5	性別にかかわらず、個人の個性や能力を生かし、主体的に進路選択できるように進路指導の充実を図る。	教育指導課

施策の方向② 一人ひとりの暮らしを豊かにする学びの機会の提供

具体的施策の内容		主たる担当
1	生涯学習・社会教育を推進し、多様な学びの機会の提供を行う。	生涯学習文化課

成果指標一覧

基本目標 1 人権を尊重した安心・安全な地域社会の実現

成果指標	令和4年度 現状値	令和9年度 目標値	データの出典
パートナーから暴力を受けた時の相談機関の認知度	87.8%	100%	人権施策推進課 (市民意識調査)
DVの内容の認知度	80.7%	100%	人権施策推進課 (市民意識調査)
防災会議における女性委員の割合	3.4%	30%	防災危機管理局

基本目標 2 男女共同参画社会への意識の浸透と理解促進

成果指標	令和4年度 現状値	令和9年度 目標値	データの出典
固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合	62.0%	70%	人権施策推進課 (市民意識調査)
県作成の男女共同参画に関する副読本の活用率	71.4% 25校/35校	100%	教育指導課

基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画、女性活躍の推進

成果指標	令和4年度 現状値	令和9年度 目標値	データの出典
家庭生活上で男女の地位が平等と考える人の割合	33.6%	50%	人権施策推進課 (市民意識調査)
地域社会で男女の地位が平等と考える人の割合	15.7%	50%	人権施策推進課 (市民意識調査)
職場で男女の地位が平等と考える人の割合	21.9%	50%	人権施策推進課 (市民意識調査)
市役所における男性職員の育児休業取得率	22.2%	50%	人事課
市の附属機関等(審議会等)の女性委員の割合	34.2%	40%	総務課 人権施策推進課
市の附属機関等(審議会等)で女性委員の割合が40%~60%である附属機関等の割合	29.8% (女性委員40%以上の割合)	40%	人権施策推進課

基本目標 4 生活と仕事の調和に向けた、多様なライフスタイル、働き方の実現

成果指標	令和4年度 現状値	令和9年度 目標値	データの出典
子ども園・保育園の待機児童数	15人	0人	幼児課
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	子育て支援課
25歳~44歳までの女性の就業率	78.7% (R2 国勢調査)	80%	国勢調査

※国・県の動向や社会情勢の変化及び本市の現状に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行います。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 本計画を総合的かつより実効性のあるものにするため、「長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部」を中心に、庁内での一層の連携を図ります。
- あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、市民、事業者、市民団体等との連携を図ります。
- より効果的な施策を展開するため、国・県等との連携を図り、他市町との情報交換・情報共有に努めます。

2 計画の進捗管理

- 計画の進捗状況を年度ごとに点検・評価し、次年度以降の事業に反映させます。
- 「長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会」において、各事業の進捗状況の確認や施策の推進に関する事項を調査審議します。

3 市民や事業者等との連携

- 計画の推進にあたり、市民、事業者、市民団体等との連携・協働を図り、主体的な取組が行われるよう働きかけます。

4 国・県等の関係機関との連携

- 国・県および関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報交換、情報共有を行い、効果的な施策の推進に努めます。

資料編

1. 男女共同参画に関する動き(年表)
2. 長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会規則
3. 長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部設置規程
4. 男女共同参画社会基本法
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
7. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
8. 用語解説

1 男女共同参画に関する動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	長浜市の動き
昭和50年 (1975年)	・国連総会 1976年～1985年の10年を「国連婦人の10年」に決定 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催		
昭和51年 (1976年)		・民法一部改正（離婚後の氏の選択）		
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館オープン	・滋賀県婦人問題連絡協議会設置 ・滋賀県婦人問題懇談会設置	
昭和53年 (1978年)		・総理府「婦人の現状と施策」行動計画報告書	・商工労働部労政課婦人対策係設置	
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択	・婦人問題推進地域会議開催開始	・婦人問題推進県民集会（後の男女共同参画社会を考える県民のつどい）開催開始	
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」平等・発展・平和中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択			
昭和56年 (1981年)		・「国内行動計画後期重点目標」決定	・婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」	
昭和58年 (1983年)			・滋賀県婦人問題懇談会設置 ・婦人問題推進地域会議（後の男女共同参画社会づくり推進地域会議）開催開始	
昭和59年 (1984年)	・「国連婦人の10年」平等・発展・平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキューブ地域政府間準備会議（東京）	・第1回日本女性会議	・商工労働部労政婦人課設置	
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」平等・発展・平和ナイロビ世界会議	・「国籍法及び戸籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」	
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・県立婦人センター開所	
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年にむけての新しい国内行動計画」策定	・「湖国21世紀ビジョン」策定	
昭和63年 (1988年)			・婦人問題懇話会報告	
平成元年 (1989年)		・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必須等）	・婦人行政課設置 ・婦人行政推進本部設置	
平成2年 (1990年)	・国連婦人の地位委員会拡大大会期 ・国連経済社会理事会 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人問題懇話会 ・「男女共同参加型社会づくりに向けての提言」	
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年にむけての新しい国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」の公布		
平成4年 (1992年)			・「婦人行政課」を「女性政策課」に改称	・企画課内に女性施策担当設置 ・長浜市女性施策連絡調整会議設置

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	長浜市の動き
平成 5 年 (1993 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題懇話会「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定にむけての提言」 ・「しが女性のネットワーク」事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市女性プラン懇話会設置
平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり滋賀県計画(第 1 次改定)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課を企画広報課に改称 ・長浜女性プラン懇話会より「長浜市における男女共同参画型社会づくり実現のための提言」を受ける ・長浜市女性施策推進本部設置
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議平等・開発・平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議に県民参加団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会をめざす長浜市行動計画「ヒュー・ウーマンプラン」策定
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題懇話会提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本女性会議へ市民を派遣(～平成 18 年度)
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画県民部男女共同参画課設置 ・県立女性センターに改称 ・男女共同参画推進補運部及び男女共同参画懇話会に改称 ・滋賀県長期構想「新湖国ストーリー2010」策定 ・男女共同参画懇話会「21 世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言 ・啓発広報紙「パートナーしが」発行 	
平成 10 年 (1998 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」を答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーしが 2010 プラン」策定 ・小・中学生用副読本の活用開始 ・滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会発足 	
平成 11 年 (1999 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・エスキップ・ハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・改正雇用機会均等法施行 ・「食糧・農業・農業基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定) ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生用副読本の活用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画社会推進懇話会設置 ・市民アンケート実施 ・女性の悩み相談室開設
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会の形成の促進に関する策の基本的な方向に関する論点整理」公表 ・男女共同参画審議会「女性に関する暴力に関する基本的方策について(答申)」の公表 ・「児童虐待防止法」施行 ・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性警察チーム「CLARE(クララ)」設置 ・滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会 DV 問題分科会発足 ・県警本部生活安全企画課ストーカー対策室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画社会推進本部と改称 ・長浜市男女共同参画社会推進懇話会「男女を問わずみんなが主役のまちづくりをめざして」の提言

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	長浜市の動き
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 法)施行 ・「男女共同参画週間」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現をめざす取り組みを加速し、協力を推進していくための方策について」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画担当と改称 ・男女共同参画社会をめざす後期行動計画策定委員会設置 ・男女共同参画社会をめざす長浜市行動計画「ヒュー・ウー・マンプラン」改定
平成 14 年 (2002 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センターを条例に基づく拠点施設として「県立男女共同参画センター」に改称 ・滋賀県男女共同参画審議会を設置 ・「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方」を答申(審議会) 	
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第 4 回・5 回女性差別撤廃条約実施状況報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン(改訂版)～を策定 ・政策調整部男女共同参画課に改編 	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV 防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」提言 	
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」 		<ul style="list-style-type: none"> ・1 市 2 町(長浜市・浅井町・びわ町)合併により新長浜市誕生(2月) ・長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会設置
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画計画改定にあたっての基本的考え方について」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性人材バンク「かがやきネット」設置 ・市民意識調査実施
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV 防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン(第 2 次改訂版)～」策定 ・県民文化生活部男女共同参画課に改編 	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画行動計画(ヒュー・ウー・マンプラン)策定
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画シンボルマーク決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 	
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ・「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う高齢者の福祉に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画野改定にあたっての考え方について(答申) 	<ul style="list-style-type: none"> 【新長浜市誕生】 ・1 市 6 町(長浜市・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町)合併(1月)
平成 23 年 (2011 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」策定 	
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」議決案採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画行動計画(第 2 期)策定

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	長浜市の動き
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 59 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」開催(ニューヨーク)) ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定 ・第 4 次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の改定について」(答申) 	
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画～パートナーしが 2020 プラン(男女共同参画計画・女性活躍推進計画)策定 ・仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが設立 	
平成 29 年 (2017 年)				<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市パートナーシップ推進協議会設立 ・市民意識調査実施
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画推進法公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画行動計画(第 3 期)策定
令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正 ・DV 防止法改正 		
令和 2 年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次男女共同参画基本計画策定 		
令和 3 年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画推進法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画計画・女性活躍推進計画の改定について」答申 ・パートナー滋賀プラン 2025(男女共同参画計画・女性活躍推進計画) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施
令和 4 年 (2022 年)				
令和 5 年 (2023 年)				<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市男女共同参画行動計画(第 4 期)策定
令和 6 年 (2024 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行 		

2 長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会規則

平成 25 年 10 月 1 日規則第 62 号

改正

平成 27 年 4 月 1 日規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成 25 年長浜市条例第 27 号)第6条の規定に基づき、長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指した行動計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現を目指した行動計画の施策の推進に関すること。
- (3) 前2号について調査及び審議し、市長に提言すること。
- (4) その他男女共同参画に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の 10 分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年度 長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会 委員名簿

氏名	備考
◎京樂 真帆子	有識者 滋賀県立大学教授
川畑 和光	関係団体 長浜市連合自治会
○伊藤 和真	関係団体 長浜市企業内人権教育推進協議会
奥川 こずえ	関係団体 長浜市PTA連絡協議会
山本 良子	市長が必要と認めるもの
北川 清治	市長が必要と認めるもの
山岡 伸次	市長が必要と認めるもの
磯崎 真一	市長が必要と認めるもの
森川 裕子	市長が必要と認めるもの
廣部 恭子	市長が必要と認めるもの
平井 和子	市長が必要と認めるもの
石倉 和美	市長が必要と認めるもの
本田 智見	公募委員 (女性人材バンクかがやきネット)

◎委員長 ○副委員長

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

3 長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部設置規程

平成 18 年4月1日訓令第 64 号
改正
平成 19 年4月1日訓令第 45 号
平成 20 年4月1日訓令第 13 号
平成 21 年4月1日訓令第 11 号
平成 21 年 12 月 28 日訓令第 21 号
平成 22 年4月1日訓令第 18 号
平成 23 年4月1日訓令第 10 号
平成 23 年7月1日訓令第 20 号
平成 24 年4月1日訓令第8号
平成 25 年4月1日訓令第8号
平成 26 年3月1日訓令第1号
平成 26 年4月1日訓令第6号
平成 27 年4月1日訓令第3号
平成 28 年4月1日訓令第 19 号
平成 30 年7月 10 日訓令第 29 号
令和3年4月1日訓令第 22 号

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現及び男女共同参画社会の形成に必要な施策を関係部局相互の有機的な連携のもと、総合的かつ効果的に推進するため、長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権が尊重される社会の実現に必要な施策に関する事項
- (2) 男女共同参画社会の形成に必要な施策に関する事項

(組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる役員で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長を除く庁議(長浜市庁議等設置規程(平成 24 年長浜市訓令第9号。以下「庁議規程」という。)の構成員

(2) その他本部長が必要と認める者

5 幹事は、次長会議(庁議規程に定める次長会議をいう。)の構成員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 本部員は、所掌事務を処理する。

4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、市民協働部長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

4 前2項の規定にかかわらず、本部長又は市民協働部長は、審議又は協議する事項に関係する役員を招集し、本部員会議又は幹事会議とすることができる。

5 本部員会議及び幹事会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進本部は、所掌事務を推進するにあたり、必要に応じて幹事会議に部会を置くことができる。

2 部会は、幹事のうち関係する職にある者及び関係する部局の職員のうち、市民協働部長が指名する者をもって構成し、市民協働部長が招集し、推進本部から分掌された事項について協議する。

3 部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年4月1日訓令第 45 号)

この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年4月1日訓令第 13 号)

この規程は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年4月1日訓令第 11 号)

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日訓令第 21 号)

この規程は、平成 22 年1月1日から施行する。

附 則(平成 22 年4月1日訓令第 18 号)

この規程は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年4月1日訓令第 10 号)

この規程は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年7月1日訓令第 20 号)

この規程は、平成 23 年7月1日から施行する。

附 則(平成 24 年4月1日訓令第8号)

この規程は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年4月1日訓令第8号)

この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年3月1日訓令第1号)

この規程は、平成 26 年3月1日から施行する。

附 則(平成 26 年4月1日訓令第6号)

この規程は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年4月1日訓令第3号)

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年4月1日訓令第 19 号)

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年7月 10 日訓令第 29 号)

この規程は、平成 30 年7月 10 日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令第 22 号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日[平成一三年一月六日]から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年四月十三日法律第三十一号]

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若し

くは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申

立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日
- 二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法[刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号]施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 [略]

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[平成二十七年九月四日号外法律第六十四号]

目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章	雑則(第三十条—第三十三条)
第六章	罰則(第三十四条—第三十九条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法[刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六十七号]施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 [略]

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

[平成三十年五月二十三日号外法律第二十八号]

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者と

なるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年六月一六日法律第六七号〕
この法律は、公布の日から施行する。

8 用語解説

用語	解説
ア行	
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。背景には、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いことが考えられる。
LGBT	レズビアン(Lesbian：同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(Gay：同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシャル(Bisexual：同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー(Transgender：出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)の頭文字をとって組み合わせたもので、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして使われている。
カ行	
キャリア教育	キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自分らしい生き方を実現していくことをいう。キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
子育てコンシェルジュ	妊娠期から子育て期にわたり、総合的な相談及び支援を行う地区担当保健師のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」というように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
サ行	
持続可能な開発目標(SDGs)	平成27年(2015年)9月に国連で採択された、平成28年(2016年)～令和12年(2030年)までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals：SDGs)を設定。ゴール5では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数	各国における男女格差を測る国際的指標で、経済、政治、教育、健康の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。
性自認 (Gender Identity)	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念
性的指向 (Sexual Orientation)	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。 また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、全ての新生児が健全な小児期を享受すること、またそれらに関する情報と手段を得ることができる権利、リプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流したり、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行い。
タ行	
テレワーク	テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。離れた場所を意味する「tele」と仕事を表す「work」という言葉を合わせた造語。勤務場所により、大きく、(1)在宅勤務、(2)モバイルワーク、(3)サテライトオフィス勤務に分けられる。「テレワーク」とほぼ同じ意味で「リモートワーク」という言葉も使われている。

ドメスティック・バイオレンス (DV)	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、無視や言葉の暴力などの精神的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、性的暴力なども含まれる。
特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画のこと。計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられている。 ※常用労働者 301 人以上企業等。法改正により令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上に拡大。
ハ行	
ファミリーサポートセンター	「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。
マ行	
無意識の思い込み （アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ラ行	
リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

長浜市男女共同参画行動計画

令和5年3月改定

発行 長浜市 市民協働部 人権施策推進課
長浜市八幡東町632番地

TEL 0749-65-6560 (直通)

FAX 0749-64-0396